

平成29年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成29年3月9日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本幹男君
第4番	清水明君	第5番	小峰陽一君	第6番	石田芳英君
第7番	宮野亨君	第8番	高橋邦男君	第9番	原島幸次君
第10番	村木征一君	第11番	師岡伸公君	第12番	須崎眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町長	河村 文夫君	副町長	加藤 一美君
教育長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総務課長	井上 永一君
住民課長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教育課課長補佐	加藤 芳幸君
病院事務長	河村 光春君		

平成29年第1回奥多摩町議会定例会議事日程[第3号]

平成29年3月9日(木)

午前10時00分 開議

会期 平成29年3月7日～3月22日(16日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	---	議長開議宣告	---
2	---	議会運営委員会委員長報告	---
3	---	一般質問(11名) 1 高橋 邦男議員 2 木村 圭議員 3 石田 芳英議員 4 澤本 幹男議員 5 原島 幸次議員 6 師岡 伸公議員 7 村木 征一議員 8 小峰 陽一議員 9 清水 明議員 10 大澤由香里議員 11 宮野 亨議員	---
4	議員提出議案 第1号	奥多摩町議会委員の議員報酬等の特例に関する条例	原案可決
5	議員提出議案 第2号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	原案可決
6	陳情第1号	介護保険制度の改善を国に求める陳情書	趣旨採択

(午後3時59分 散会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日に限り、町広報担当者が議場内で写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどをよろしく願います。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。

宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 宮野でございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

平成 29 年第 1 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、本日、3 月 9 日、午前 9 時から議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告いたします。

本日、追加議案として、議員提出議案 2 件を上程することに決定いたしました。議案の取り扱いについて申し上げます。

配布してあります、提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議員提出議案第 1 号、奥多摩町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例及び議員提出議案第 2 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

以上が、議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長の報告のとおりとすることに決定したいと思います。

次に、日程第 3 一般質問を行います。通告のありました議員は 11 名であります。これより通告順に行います。

初めに、8 番、高橋邦男議員。

〔8 番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

今回は2件、質問させていただきます。

1件目ですが、JR青梅線の合理化について質問したいと思います。

現在、全国各地の過疎地域において、ローカル線の廃線や駅の無人化、運行本数の削減等が続いています。これは、過疎地域をさらに衰退させる1つの要因になっていると思います。

確かに、一企業であるJRとしては、経営上赤字路線の廃線を含む合理化は、やむを得ないことなのかもしれません。しかし、JRは単なる一企業ではなく、公共交通機関という重要な使命を担っている企業であります。鉄道は、単に人や物を運ぶ移動機関にとどまらず、人と人、地域同士をつなぐ大切な役割があるのではないのでしょうか。人の体で言えば、血液を運ぶ血管であると言えます。

合理化という言葉は聞こえはいいですが、結局、切り捨てであります。そして、私たちが利用する青梅線においても、昨年3月末をもって奥多摩町の2駅に委託されていた簡易業務が廃止され、その後、平日昼間の運行本数の削減、今年に入ってから、町の中の4駅の券売機の撤去、立川・青梅間の7駅における駅員の削減など、JRの合理化は一層加速されています。

私の中でも特に危惧していることは、駅構内の安全確保であります。JRを利用する乗客の中には、障害を持った方や小さな子どもさん、高齢者の方なども利用されています。その方たちの安全を誰が保障してくれるのでしょうか。JRは、合理化という名のもと、安全軽視に走っているのではないのでしょうか。JR側には、公共交通機関として利用者の安全を守る義務があるはずですが。

そこで、次の質問にお答えください。

1つ目、4市3町1村の首長の皆さんで組織している西多摩広域行政圏協議会において、JRの安全確保という面から、駅の無人化、駅員削減の見直しをJR側に強く申し入れてほしいと願っています。町長の見解をお聞かせください。

2つ目、駅構内の安全確保は、JR側の責務であります。駅の無人化、駅員削減の改善の見通しが立たなければ、関係市町村が公費をつぎ込んででも安全確保のための駅構内の見守り業務をすべきであると思っています。JR側に対して、地方自治体による公費の投入は、可能なのでしょうか。町の見解をお聞かせください。

2件目の質問です。災害への備え、自助・共助についてお伺いいたします。

昨年、日本各地が大きな自然災害に見舞われました。4月の熊本地震、夏の東北地方や北海道を直撃した大型台風、秋の鳥取地震、また11月には、54年ぶりに関東地方で初雪が降るなど、自然災害の恐ろしさを思い知らされた1年でありました。

幸い、奥多摩町で大きな自然災害も発生することなく、穏やかな一年でありました。しかし、3年前の平成26年2月の未曾有の豪雪は記憶に残っていると思います。交通機関はマヒし、国道や都道等も長い間通行不能になり、孤立してしまった集落もありました。

現在、地球温暖化の影響なのか、この地球上において異常気象が頻繁に見られます。大型台風や気象観測史上初の豪雨や豪雪、大地震等、いっどこで自然災害が起こってもおかしくない時代になってきました。やはりふだんから、災害への備えが必要であると思います。昨年9月に、議会の緑水会で熊本地方に視察に行かせていただきました。そのとき、被害の一番大きかった熊本県益城町の議会の皆さんが、熊本大地震からの復旧、復興後まだ半ばという状況の中にもかかわらず、私たちの視察に応じてくださり、災害への備えと災害発生時の対応について貴重なお話をさせていただきました。

そのお話の中で特に印象に残ったことは、災害への備えの大切さ、それから地域の協力体制づくりの重要性でありました。

具体的には、非常食や飲料水など防災用品は必ず各家庭で準備すべきである。それから、地域の防災リーダーの養成をすべきである。そして、防災訓練はし過ぎることではない。年1回の大規模訓練のほかに定期的実施すべきであり、地域の状況にあった、より具体的な災害を想定した訓練を実施すべきであるという内容でありました。

そこで、次の質問にお答えください。

1つ目、各家庭の非常食や飲料水など防災用品の備えについて、町はどの程度把握をしていますか。

2つ目、自主防災組織の充実を図るために、町がリーダーシップを発揮し、指導や訓練、研修の実施を考えるべきではないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

3つ目、年1回実施している大規模訓練のほかに、各地域の実情にあわせた防災訓練も必要であると思います。町は防災訓練の持ち方、内容についてどのように考えていますか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、JR青梅線の合理化についてであります。JR東日本を含むJR7社は、もとは公共事業体としての日本国有鉄道、通称国鉄により一体的に運営をされてまいりました。しかし、その事業は、昭和61年の日本国有鉄道改革法に基づく旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律、いわゆるJR会社法が制定されたことにより、今から30年前の昭和62年の分割民営化で、6つの旅客鉄道会社と1つの貨物鉄道会社という株式会社に継承され、今日に至っております。

鉄道会社は公共交通機関を担っている企業で、鉄道営業法や鉄道事業法などの規制を受けますが、組織や経営においては、他の株式会社と同様に、会社法により規律されており、この点におきましては、他の民間会社とは変わりはありません。

分割民営化は、鉄道輸送に対する責務を生かすための方策として選択されたのであって、国鉄が担っていた責務がなくなったわけではないとされており、この責務には、都市圏だけではなく、地域輸送の事項も含まれております。

J R 青梅線を抱える東日本旅客鉄道各地会社（J R 東日本）は、関東甲信越から東北までの広大な営業エリアに、69 線区で、延べ 7,457 キロの営業キロ数と 1,665 の駅を有しております。また、社員数は 5 万 7,580 人で、12 の支社があり、1 日に 1,700 万人が利用しており、平成 28 年 3 月期の営業収益は 2 兆 8,672 億円でありました。

町と直接的な関係にある J R 八王子支社は、7 線区、287 キロの営業キロ数と 95 の駅を抱えておりますが、このうち青梅線は、立川・奥多摩間で 37.2 キロの営業キロ数と 24 の駅があり、奥多摩町管内には 5 つの駅がございます。

議員のご説明にございましたが、昨今、町を取り巻く J R の動きにつきましては、昨年 3 月に 2 駅の簡易業務の廃止及び平日の 9 時台から 14 時台の運行本数削減並びに年明けの奥多摩駅を除く 4 駅における券売機の撤去があり、地域住民を含めた利用者及び観光客のサービスの低下が目立っております。しかも、これらは唐突かつ決定事項として町に知らされる状況にあり、今回の券売機撤去の件では、町としても不快感をあらわすとともに、J R に対して丁寧な説明と対応を行うよう申し入れを行いました。

さて、1 点目の質問であります西多摩地域広域行政圏協議会において、J R の安全確保という面から、駅の無人化、駅員削減の見直しを J R に強く申し入れてほしいという件でございます。町では、この西多摩地域広域行政圏協議会を通じて、これまでも J R に対しましては、さまざまな要望を行ってまいりました。直近では、昨年 8 月に、私みずから J R 八王子支社に出向き、駅の無人化対策について直接八王子支社長に要望を行ったところでございます。今後も、4 市 3 町 1 村の各市町村長と連携を図り、時には独自の行動に出ることも考えながら、これまで以上に J R との確かな話し合いを行い、J R を利用される住民や観光客へのサービスの低下がこれ以上進まないよう対応してまいりたいと考えております。

J R は民間会社であります。公共交通機関の使命を担う会社でもあり、利用者の利便の確保、適切な利用条件の維持、そして、地域経済や社会の健全な発展の基盤の確保を図るため、これらは配慮すべき事項として、J R 会社法の附則に明記されるとともに、国土交通大臣は、その事業経営に対して勧告や命令を発することもできるとされております。これらを含め、町としまして、地域の実情や安全面など言うべきことにつきましては、今後も訴えてまいりますし、同時に、町議会議員皆様のお力添えをいただくような場面に至った場合には、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2 点目の駅の無人化、駅員削減の改善の見通しが立たない場合、安全確保のため、J R 側に対して地方自治体による公費の投入は可能なかどうかということでございます。公費の投入につきましては、かつては地方財政再建促進特別措置法の第 24 条第 2 項の規定により、地方公共団体は、当時の自治省、現在の総務省でございますが、事前協議なしでは J R に負担金等の支出ができませんでした。しかし、平成 13 年、J R の完全民営化の総仕上げとして、J R 会社法改正法が成立したことにあわせて、総務省は、自治体は総務大臣との協議がなくても J R に対して負担金等の支出ができる旨の通達を出しております。

実際には、町では、平成 14 年度に、古里駅合築駅舎新築工事負担金として、2,400 万円を支出した事例がございます。JR を利用する乗降客の安全確保については、利用料金を徴収する JR 側の基本的責務であることは言うまでもなく、駅の改札を抜け、ホームから電車に乗車するまで、また降車して駅の改札を抜けるまでの安全確保のために地元自治体はその費用を負担するという事は、行政の守備範囲を超えるものであり、第三セクターが運行する地方のローカル線とは違い、JR にこれらの費用を負担している自治体は、全国的にも例がないと思います。

また、仮に、JR の会社方針が、無人化している駅に対して、これらの費用を地元自治体負担した場合は、町からの直接雇用方式にしてほしいなどの付帯条件がつくことも考えられ、その場合は、駅構内及びホーム上における事件や事故に際して、町の監督責任や損害賠償にも発展するおそれもございます。

また、同じ無人化の駅を有する他の自治体との関係性にも配慮する必要もあることから、現時点においては、検討すべきではないと考えております。

いずれにいたしましても、駅の無人化対策につきましては、当町だけの問題ではなく、青梅線、五日市線、八高線を有する西多摩地域広域行政圏協議会の関係市町村が共有する問題でもありますので、今後も広域行政圏協議会の重要課題として取り組んでまいります。

今、申し上げましたように、すぐに検討ということにはなろうかと思っておりますけれども、同じような関係を西多摩広域行政圏の市町村が抱えておりますので、そういうところで市町村長と一緒に、この問題をどう解決していくかという議論を始めたいと思っております。

次に、災害への備え（自助・共助）についてでございます。

近年、地球温暖化という言葉が頻りに耳にするようになりました。地球温暖化とは、化石燃料の大量使用や温室効果ガスの増加等が原因で、地球の大気が温室化した結果、地球の気温や水温が上昇する現象のことを指し、それが原因で発生するさまざまな現象を含めて、地球温暖化問題として扱われております。地球が温暖化するとさまざまな障害が発生しますが、代表的なものが、南極や北極の氷が溶け出してしまう海面上昇問題、また台風やハリケーンなどの自然災害の発生率と規模が増したり、洪水や豪雨が発生するなどの異常気象も引き起こされ、ここ数年、日本でも、厳冬や猛暑など、例外的な気象がたびたび発生をしております。

異常気象による災害では、当町でも被害を受けた平成 26 年 2 月の大雪・暴風雪の災害、平成 25 年 10 月の伊豆大島土石流災害、平成 26 年 8 月の豪雨と広島土砂災害、平成 27 年 9 月の関東東北豪雨、昨年 8 月の北日本での台風災害が発生をしております。地震については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を初め、平成 26 年 11 月の長野県北部の地震、昨年 4 月の熊本地震、10 月の鳥取県地震など、規模の大きい地震が頻発しており、東京都でも首都直下地震に備えた対策を立てているところであり、町においても防災訓練を実施し、災害に対する備えをしているところであります。

その訓練を通して、私が常々住民の方にお話ししていることは、自助・共助の大切さであります。一般的には、災害被害の軽減は、自助・共助・公助の効率的な組み合わせで実現されていると言われております。その中での災害対策の基本は自助であり、どのような事態においても、自分の命は自分で守るという備えが必要であります。東日本大震災においては、阪神淡路大震災において家具の下敷きになり亡くなった人がいたことから、家具の固定や備蓄などを行っていた人、津波からの避難を日ごろから徹底して備えていた例も確認されております。

また、災害による被害を最小限にするためには、まず自助が基礎となりますが、個々の人々には限界があり、地域の防災力を高めるためには協力して当てることが必要で、高齢者世帯は、自分の力で行うのも限界があり、共助として行うことが効果的であると言えます。そういった意味でも、議員からご質問の災害への備えの大切さ、地域の協力体制づくりの重要性を住民の方に周知する必要があると考えております。

ご質問の1点目の、各家庭の防災用品の備えについて把握しているかについてでございますが、現在、町では、各家庭における防災用品の備蓄については把握はしておりません。防災用品の備蓄については、本定例会に上程しております平成29年度一般会計予算で、災害に備えて全世帯へ非常時に持ち出せる災害対策用品を詰めた非常持ち出し袋の配付について、新規な予算を計上しておりますので、予算審議の上ご決定を賜ればありがたいなというふうに思っております。各家庭においては、災害に備えて1週間分以上の備蓄が望ましいとされていることから、この非常持ち出し袋の配付にあわせ、住民の皆様は、普段から備えていただきたい持ち出し用品、備品のリストを配付し、備品の重要性を認識していただくよう考えております。

2点目の、自主防災組織の充実を図るため、指導や訓練・研修の実施についてでございますが、現在、各自治会では、自主防災組織を組織しておりますが、この自主防災組織は、共助を担っていただく組織であります。日ごろからの隣近所や地域におけるお互いの助けはもちろん、災害時の公的支援が十分でないときの近隣地域住民同士の助け合いは、被災直後の近隣住民の搬出、救助、救援、災害時要配慮者のケアなどにおいては、大きな力になると考えております。

自主防災組織には、すぐに対応できる即応性、地域で組織的な活動を展開できる連帯性、普段の日常生活のつながりの中で活動を展開できる日常性、要援護者の所在など、地域のきめ細かな情報を持っている密着性が期待されることから、自主防災組織の活動を支援し、有事の際に備えてまいります。

3点目の、大規模防災訓練のほかに、各地域の実情にあわせた防災訓練についてでございますが、町内の自治会は大小さまざまであり、高齢者のみの自治会など各自治会の状況が違います。このため、防災訓練についてもそれぞれの自治会の実情に合わせたものを実施する必要があります。年に1度の防災訓練では、中央会場に参加する以外の自治会は、独自に消防団などと協力して訓練を実施しておりますので、この訓練をさらに効果的なも

のにするよう、その方法について検討をしてみたいです。

自然災害では、大雨、大雪のようにある程度予測ができるもの、地震のように予測できないものと、それぞれの対応が違います。このような中で、発災時には地域で協力して、被害を最小限に抑えたり、被災した人を救助することが必要であります。

出火の際の初期消火は、消防の手が回らないことも想定され、近隣の人々同士の協力が不可欠となることから、日ごろから自治会を単位とした防災訓練を行い、いざというときに協力して対策に当たることができるような体制づくり及び訓練が重要であると思っております。

このため、各自治会の実情にあわせ、自主防災組織、消防団と連携した図上訓練など、取り組みを行っていただくよう対応し、災害への備えを推進してまいりたいと考えております。

特に、この災害の問題につきましては、緑水会の皆様方は、熊本県の益城町の現場を見ていただいて、その状況がわかったと思いますけれども、私自身も、熊本県には、日帰りで、益城町を含め嘉島町等々を含めて見てまいりました。当時の熊本では、実際問題として、見た状況でおわかりのように、ほとんどは瓦の屋根であります。熊本県自身が一番の災害を想定しているのは台風でありまして、地震という災害を余り想定していなかった。特に、地割れがひどかったと思いますけれども、断層が割れた地域が、本当に口を開けていたという状況でございます。

したがって、この町の中でもいろんな訓練をやっていく必要性は、議員がご質問のとおりでございます。そういう点で、昨年度までに21の自治会に防災組織をつくっていただきました。防災組織をつくっていただき、また1年に1回、防災訓練を行っておりますけれども、訓練の方法も、年々変えてきております。大規模な訓練と小規模な訓練、それから私自身がここ数年来、防災訓練に当たりまして、幹部がその地域に出向いてお話をしておりますけれども、自助・共助・公助がありますけれども、まず、自助の中で、さらにそれを細分化して、それぞれの皆さんが隣近所でどうするかということを考えてもらいたい。まず、共助をする以前に、何か起きたときに2人3人のところで必ずしもそういう問題が起きるわけですから、そういうところで一番安全なところがどこかなという話し合いもしておいていただきながら、次に、共助として一定の段階で皆が協働してやれる作業、あるいは避難する作業というの、お互いに話し合いをしてほしいなという願いをしております。さらに、それが大きくなった場合には、公助でありますから、公助については広域的な避難訓練場所というのを指定してありますので、そこに避難をしていただくということになるのではないかなというふうに思います。特に今、私自身が一番心配しているのは、直下型地震であります。この地震はいつ来るかわかりません。そういう点で、今申し上げました自助・共助を徹底することによって、ある意味では被害を最小限に抑えられるのかなというふうに思います。特に、うちの町の場合には、レッドゾーン、イエローゾーンということで、非常に土砂災害が起きるという可能性が含んでおりますので、今後と

も、21の自治会の集会施設もそういう地域にありますので、1つずつ強固なものに変えて、住民の皆様がそこに避難したときに、完全に100%安全であるというものを1つずつつくっていききたいというふうに思っております。

今、完全に、住民皆さんが避難をして大丈夫だというのは、学校施設であります。学校施設と、それから体育館。これは耐震も含めて全部終わっておりますから、そこへ避難する場合には完全に大丈夫なのですけれども、そこへ行くまでの過程を、これはなかなか町自身が全部把握できるわけではございませんので、住民の皆さんに知恵を出しながら、さっき申し上げたようなことを訓練の中に取り入れていただきながらやっていただきたいというお願いをしているところでございます。

いずれにいたしましても、これは非常に重要な命の問題でございますので、住民皆さんと一緒に、その辺の問題を、これからも対応を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（須崎 眞君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。

まず最初の、JR青梅線の合理化についてですけども、確かに奥多摩町の人たち、利用者は、非常に減少しているということで、JRのほうも一企業としてはなかなか難しい面があるんじゃないかとは、それは承知はしているんですけども、ただ、自分の個人的な意見としては、今、リニア新幹線などの建設も膨大な予算を組んでやっているわけですけども、もうかるところ、あるいはお客さんがたくさん乗るところには、結構いろんなサービスやそういうものをつぎ込んでいるのですが、やはり地方にもうちょっと目を向けた経営方針というのもしてほしいなど。だから、その辺は、もしかしたら八王子支社じゃなくて本社あるいは国交省ですか、担当の。その辺への働きかけも考えていかなきゃいけないかなというふうに感じています。

それと、災害への備えについて、いろいろありがとうございました。ただ、非常食とか飲料水、各家庭での備えについて把握していないということですが、ぜひ、それは早急に調査なりしてほしいなというふうに思います。

まず、実態をつかまないと、町のほうでも対策等を立てるときにいろいろ不具合があるんじゃないかと思うんですね。自分も1週間分はなかなかそろえていないんですけど、3日、4日分ぐらいはどうかそろえているんですが、そういう意味で、やはり自分も含めて災害への備えに対してまだまだこの奥多摩町住民の皆さんの意識が育っていないんじゃないかと。それは自分個人のあれなんですけどね。ですから、その辺の土壌づくりも町のほうでやっていかなきゃいけないかなというふうに思っています。

質問を1点させていただきたいんですが、防災会議という組織があると思うんですけど、その役割。こういう地域防災計画は多分そちらのほうで作成して、こういうのをやるとか、あるいは目的なんかもあると思うんですけど、実際に、そういう防災への備えという

部分に関して、自助・共助の部分に関して、防災会議の役割。もし、防災会議が、大きな組織だと思えるんですけど、もっと下部の組織でいろいろやらないといけないんだとは思いますが、防災会議の役割についてちょっと教えてください。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

防災会議の役割ということですが、防災会議につきましては、町の企業等を含め、広い範囲の委員の皆様が委員となっていただきまして、実際には今、議員が申されたように、地域防災計画の改正ですとか、そういう細かい部分の取り決めを決めていただいて、それを地域防災計画に反映しているということでございます。

そのあたりを決めていただいた後、今度は細かい部分ということで、やはり住民の方にそういう部分もお知らせするんですけど、その中でやはり、今、町長が申し上げた 21 の自治会に組織した自主防災組織、そちらを活用しながら、そういう細かい部分を有事の際の対応等についてお知らせをし、また、地域での訓練をしていただきながら有事に備えていただきたいというふうに考えております。

防災会議には、自治会の連合会の皆様ですとかも入っておりますので、そういう部分で決めた細かいところを自治委員会、あるいは自治会長会議の中で、今後、町でも非常持ち出し袋を配ると同時に、そういう細かい部分の有事の際の訓練、先ほど町長が申し上げた自助の後の小さい範囲での共助、そこら辺の取り組みも各自治会にお願いしていきたいというふうに考えておりますので、防災会議自体は広い範囲での会議ということになりますけれども、そちらに参加していただいている委員の方から、そういう細かいところ、小さいところへ波及してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 防災の問題は、非常に重要な問題ですので、重ねて私のほうからお話し申し上げますけれども、自助・共助・公助、町それぞれの役割分担があるわけですね。

災害防災計画というのは、これは町でいろんなことが起きたときに、関係機関を含めて基本的なことをどうしようかという大枠を決めた計画です。したがって、その計画に基づいて、公の機関、これで言いますと自助・共助・公助の公助の部分を大きな意味でどうしていくか。警察、消防、自衛隊も含めて、そういうものを決める基本計画だというふうに私は思っております。

特に今、大事なのが、自助と共助なのです。これは町の責務も、もちろんありますけれども、その辺の認識を住民に持っていただかないと。だから、先ほど高橋議員が言われたように、その備蓄の実態調査をしているか。そういう問題じゃないんです、実は。今、1週間の備蓄は、テレビを含めた東京防災の本も含めて、皆さん、国民、都民あるいは市

町民の方々は、災害に備えて1週間の備蓄をしましょうよと。これが自助なんです。この自助を公助ができるだけ後押しするようにPRしているというのが東京防災計画であり、私がさっきお話ししたように、いろんなところでお願いをしているということなんです。

それが原点になって次に共助が始まって、大きな意味では、町の役割としては、公助が大きな町の役割になるのではないかなというふうに思います。したがって、今後とも自助、共助については、住民皆さんの協力を得ながら、こういうことを是非してほしいということを訴えてまいりたいと思います。

現在の段階ですと、21の自治会には、広域的に避難した場合には非常食は備えてあります。防災備蓄倉庫があります。しかし、今度は、先ほど言った1週間もありますけれども、それ以外の短期間に自分の大事なものを持ち出すという部分について、新しい予算の中で、各世帯で、そういう持ち出し袋を利用してやっていただく。食糧については、もちろん1週間分程度はというのは、一般的にPRをしておりますから、そういうお願いを今後もしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。

○8番（高橋 邦男君） ありがとうございます。

以上で、質問のほうは終わりにします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、1番、木村圭議員。

〔1番 木村 圭君 登壇〕

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

質問は1点でございます。東京都が進めている自然公園ビジョンの策定についてご質問させていただきます。

東京都は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会と、その後おおむね約30年を見据え、自然公園ビジョンパブリックコメント、本審議会を経て、今年6月に、策定・公表する予定でございます。

東京には、自然公園が数多くあります。そのうち国立公園が3つ（秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園）、国定公園が1つ（明治の森高尾国定公園）、都立自然公園が6つ（羽村草花丘陵自然公園、秋川丘陵自然公園、高尾陣場自然公園、滝山自然公園、多摩丘陵自然公園）であります。範囲は、奥多摩の雲取山から小笠原諸島へと、東京都の面積の36%、約8万ヘクタールで、全国2位の広さを有しております。

既に、これまで、自然公園多摩地域行政機関連絡会等の場で議論されていることと思います。そして、東京の自然公園あり方懇談会では、奥多摩町観光協会長の原島俊二さんが委員として参画し、数十年前よりフランスの旅行社から年2回トレッキングツアー客が奥多摩に来町していること、そのほかに奥多摩のさまざまな魅力、問題点等をプレゼンされています。

東京都の施設である山のふるさと村、奥多摩都民の森は、体験施設、宿泊施設を備えて

おり、奥多摩町では奥多摩型グリーンツーリズム、エコツーリズム、森林セラピー事業などにより、体験学習と交流、健康づくりのための都民の健全なレクリエーションの場として訪れる人も多いようですが、おのおの問題や課題も少なくないようでございます。

審議会資料に自然公園ビジョンの検討視点として、東京の自然公園の魅力の明確化・ブランド化、地域との連携により新たな利用の推進、幅広い利用者層を念頭に置いた事業展開、積極的な自然再生、新たな管理システムの構築、民間活力の活用、以上の5項目を挙げておりますが、これらの検討視点は、第5期奥多摩町長期総合計画とも一致するところが多くあります。奥多摩町は言うまでもなく、秩父多摩甲斐国立公園の中心地であり、観光立町を表明している奥多摩町としては、都の自然公園ビジョンが町の地域・観光振興などに大きな影響を与えると考えます。ぜひ、自然公園のますますの充実と、町の地域振興、観光振興につながる有効なビジョンとなることを期待します。

そこで、この自然公園ビジョン策定に当たり、町のこれまでの取り組みと、今後の取り組みについてお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、木村圭議員の、東京都が進めている自然公園ビジョンの策定についての一般質問にお答えを申し上げます。

町は、自然が豊かで、都心からも近いことから、古くから東京の奥座敷、東京のオアシスとして、都民や隣接する県の方々も含めて多くの観光客を迎え入れております。近年は、中高年を中心に、登山ブームが再来したことや、カヌーや川下りなどを展開する企業が参入し、アウトドアスポーツが楽しめるようになったことなどから、観光客は年々増加の傾向にございます。昨年は、16番目の国民の祝日として山の日が制定され、町でもさまざまなイベントを開催いたしました。本年は西暦2017年であり、雲取山の標高の2,017メートルとも重なることから、雲取山を中心としたイベントを計画しており、さらに観光客は増加することを期待しているところであります。

こうした状況の中、当町の全域を包含する秩父多摩甲斐国立公園を初め、3つの国立公園、1つの国定公園と、6つの都立自然公園、議員がお話がありましたような地域にございます。東京都では、これら自然公園が、多摩・島嶼振興の重要な資源として活用されることが期待されること、山の日制定などによる自然環境保全への関心が上昇していること、外国人旅行者の増加等観光資源としてのポテンシャルが再評価されていることを背景に、今後の30年を見据えた自然公園計画として、（仮称）東京都自然公園ビジョンを策定することになりました。

この計画に先立ち、東京都では、島嶼部を除く国立公園、国定公園、都立自然公園が存在する14市町村と、平成28年1月21日に、自然公園事業情報交換会が開催され、自然公園の現況や計画の概要の説明が行われた後、意見交換会が行われ、各市町村からは、利用

者の迷惑行為の是正や公有地化の促進、外来生物の対策など、さまざまな意見が出され、町からは、全域が国立公園の指定地域となっていること、外国人を含め近年観光客が増加する傾向にあること、来遊者へのサービス向上のためのW i - F i (ワイファイ)の整備や日本一観光用公衆トイレがきれいな町の実現に向け、取り組みを開始したこと、また、これらの整備や山中へのトイレ整備などについて市町村への補助もしくは都で直接実施する必要があること、カヌーなど河川での利用ルール策定も必要となっていることなどの意見と要望を行いました。

その後、平成28年5月19日には、ビジョン策定に向けて、幅広い視点から議論するため、東京都の自然公園あり方懇談会の第1回会議が開催されました。この会議には、都知事、環境局長のほか、学術・産業・観光・タレント・外国人・市民団体・パラリンピック関係者など、幅広いジャンルから委員が募られ、議員からお話がありましたように、奥多摩からは奥多摩観光協会の会長である原島俊二氏も委員として参画をいたしました。

原島俊二氏は、昨年7月5日に開催された第2回会議において、地域の観光ポテンシャルと題して意見発表し、奥多摩には、歩くことを魅力にする素材があり、今後の公園づくりには、幅広い層の方が楽しむための整備、活用が必要だという意見を申し述べております。

ご質問の自然公園ビジョンの策定に当たり、町のこれまでの取り組みと、今後の取り組みであります。初めに、これまでの取り組みにつきましては、この懇談会開催を経て、関係市町村で構成する自然公園事業情報交換会は、東京都自然公園多摩地域行政機関連絡会として正式に設置され、平成28年6月24日を初回として、同年11月、平成29年1月、2月の計4回開催されております。

平成28年9月27日は、知事の諮問機関であります東京都自然環境保全審議会に、自然公園ビジョンの策定が諮問されました。この審議会開催後の11月30日に開催されました行政機関連絡会では、懇談会や審議会への諮問内容等について説明があり、その後関係市町村の現況と課題について意見を求められました。

町では、東京都が管理している公衆トイレを含め、外国人や現代社会の生活様式に沿った洋式便座の整備が少なく、また、登山口、登山道などのバイオマストイレがほとんど設置されていないことから整備の必要があること、ツキノワグマの出没が多発していることから、生息頭数調査を実施し適正な管理を行う必要があること、PR不足から都の自然公園の魅力が十分に伝わっていないため、積極的なPRを行う必要があること、過疎化・高齢化により、歴史・文化の継承を含め里山の維持が厳しい状況から、定住化対策が必要であること、カヌーなど河川の多様な利用が盛んになっており、利用ルールの策定が必要であること、案内看板やガイド等、外国人観光客の対応が遅れていることから、整備が必要であること、ストレス社会において森林セラピーに代表される、森林など自然を利用した健康増進・病気予防プログラムが整備されており、普及が必要であること、バリアフリー化がほとんど図られておらず、障害者・高齢者でも自然に触れられるバリアフリーゾーン

の整備が必要であることなど、多岐にわたる課題について意見も申し上げるなど、本ビジョンの策定に向け、積極的に取り組んできたところでございます。

この関係市町村への現況・課題の意見聴取とあわせて、都環境局では、都関係局となる総務局、政策企画局、産業労働局、都市整備局、建設局にも意見照会したところ、市町村と同様な意見が出されており、関係市町村の意見とあわせて東京の自然公園ビジョンに関する素案に盛り込み、審議会等で審議を行っていくとの回答をいただいたところであります。

次に、今後の取り組みであります。本年2月に行いました第4回行政機関連絡会では、(仮称)東京都自然公園ビジョン中間まとめ(案)が提示されました。このまとめでは、自然に生かされ、自然を生かす、自然公園とともに歩む未来と題し、目指すべき姿を3つの政策として掲げております。

政策1として、多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園では、自然環境の保全・再生を行政区域や事業の垣根を超え、連続性を重視していくことを、政策2では、人と自然との関係を取り持つ自然公園では、地域の暮らしや産業について都心部等とのつながりにより地域力を引き出していくこと。政策3では、誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園では、安全で快適な利用環境の確保、情報発信の強化により、内外の多くの人々が訪れやすい観光資源となる自然公園としていくことなど、自然の保護と活用の両面を図っていく計画となっております。

このビジョン中間まとめ案では、先ほど申し上げました、町からの意見についても、施策や課題に盛り込まれており、特に町が力を入れておりますトイレの洋式化、サインの多言語化につきましては、実施していくと明記されており、町の考えを十分に理解いただいたものと考えております。

本ビジョン中間まとめ案につきましては、この3月1日付で、緑施策推進担当部長から書面をもって町に意見照会があり、これまで意見を申し上げた内容をもって回答したところでございます。

今後も、本ビジョンは、今月に計画部会で審議された後、パブリックコメントを行い、平成29年度早々に、最終案が意見照会され、正式にビジョン策定がされる予定と伺っております。したがって、今後の取り組みにつきましても、議員が申されますように、第5期奥多摩町長期総合計画に一致する点多々ございますので、ビジョン策定に向け、町がこれまで行いましたさまざまな取り組み等の意見が反映されるよう、さらに努力してまいるとともに、ビジョン策定後には、さまざまな施策が事業として実現されるよう市町村等への補助事業の創設などを含め、さまざまな機会を通じて要望してまいりたいと考えております。

今後も、町の全域が秩父多摩甲斐国立公園である強みと特性を生かし、東京都とも十分な連携を図りながら、観光立町を推進してまいりたいと考えております。

○議長(須崎 眞君) 木村圭議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○1 番（木村 圭君） ありがとうございます。

やはり、こういう自然公園ビジョンというような都のほうである場合に、こういうのを大いに利用すると言いますか、かなり一致する方向性もあると思いますので、今後とも、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、1 番、木村圭議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開いたします。

午前 10 時 59 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に 6 番、石田芳英議員。

〔6 番 石田 芳英君 登壇〕

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

私からは、わさびグッズの状況や今後の販売についてお伺いさせていただきます。

奥多摩町のゆるキャラ「わさびー」は、平成 27 年 4 月 1 日に誕生し、各方面で活躍、町の PR や活性化に大いに貢献されております。

そして、「わさびー」の関連グッズやスタンプなども開発され、今後の波及効果が期待されるところであります。

全国的にも、「くまもん」や「ふなっしー」など、テレビに出て人気を博すゆるキャラも多く、地元で大いに貢献し、また、観光活動やグッズ販売など地域経済にもいい影響を及ぼしているケースも多々あります。

以上を踏まえ、わさびグッズに関し、以下お伺いたします。

①現在の「わさびー」グッズの種類や状況についてお尋ねいたします。

②「わさびー」グッズや「わさびー」自身の商標等の法的保護はどうなっているかお尋ねいたします。

③今後の「わさびー」グッズの利活用や販売などの方針についてお伺いたします。

以上、3 点についてよろしくお願ひいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6 番、石田芳英委員の「わさびー」グッズの状況や今後の販売についての一般質問にお答えを申し上げます。

町のイメージキャラクターである「わさびー」は、町政施行 60 周年を記念して、住民皆さんや全国から 474 点の応募をいただいた作品の中から選ばれたものであり、平成 27 年 4 月 1 日から、奥多摩町のキャッチフレーズである「人 森（もり） 清流 おくたま魅力発信！」を実現するため、身を粉にして P R 活動を行っております。デビュー当初から継続しております着ぐるみによる各種イベント等への参加回数につきましては、平成 27 年度では、消防署などへの貸し出しを含め 32 回となっており、現在も引き続き各方面に出演をしております。

さて、ご質問の 1 点目でございますが、現在の「わさびー」グッズの種類や状況についてでございます。

まず、昨年秋、ふれあいまつりの頃でございますが、無料通信アプリ L I N E のスタンプを作成しております。

この「わさびー」スタンプは 40 種類あり、120 円 50 コインで購入していただくと利用できるようになります。また、告知用としてチラシを 5,000 部、ポケットティッシュを 3 万個作成し、配布を行いました。

その後、8センチサイズのぬいぐるみストラップを作成しており、こちらは町の P R 用に 1,000 個納品しましたが、このほかに観光協会が 3,000 個、奥多摩総合開発が 5,000 個、奥多摩地域振興財団が 500 個、小河内振興財団が 1,000 個をそれぞれの団体が購入しており、これらは 1 個 500 円で一般向けに販売を始めております。

また、これとは別に、さまざまなキャラクターグッズの作成を行っております。内容としましては、ボールペン、虫よけワッペンシール、オリジナル絆創膏、リフレクターバンド、ショッピングバッグ、キャラクターシールなどであり、これらは各 500 から 1,000 個程度の作成数量として、P R や今後量産化する場合の試作用の意味を含めて市場の反応を見ることも念頭に、少量生産であります。多種類の作成を行っております。

次に、2 点目の「わさびー」グッズや「わさびー」自身の商標登録の法的保護はどのようになっているかのご質問でございますが、こちらにつきましては、平成 27 年 5 月 19 日に御願し、商標権者を奥多摩町として、平成 27 年 12 月 4 日付で特許庁長官名による商標登録証の交付があり、法的な保護も行っております。

商標権の存続は、登録の日から 10 年ありますので、権利の維持には存続期間の更新登録申請を行っていく必要があります。

3 点目でございますが、「わさびー」グッズの利活用や販売などの方針についてでございます。「わさびー」のデビューから現在まで、各種の状況につきましては、これまで申し上げたとおりでございます。今後の利活用等を含め申し上げますと、まず、3 月 19 日の日曜日に、都民ホール及び都民広場で開催されます東京メトロポリタン・マウンテン・ミーティングがございますが、これにあわせまして、「わさびー」をプリントしたショッピングバッ

グを1,000枚、缶バッジ3種類を各600個、ボールペンを600本、来場された方々に配布する予定であります。

また、本年西暦2017年は、雲取山の標高の2,017メートルと重なり、雲取イヤーとも言えることから、雲取山をイメージさせる絵柄をグッズに取り入れ、町にいざなう要素も表現してまいりたいと考えております。

国の東京労働局では、東京都の最低賃金の広報用に、都内各自治体のキャラクターを活用して周知を図っており、この中には、奥多摩町の「わさびー」も掲載されております。この周知方法としましては、ポスターやリーフレット、各社路線バスや多摩モノレールの車内広告、都営バスでは、車体側面及び後方のラッピング広告、東京駅と恵比寿駅では、駅構内モニターでの画像放映、またスカイツリー・タウンでも、モニター55台を活用したポスター画像放映がこの3月を中心に展開されております。

このほか、町内の企業には、「わさびー」を活用したアクリル・キーホルダーや、役場事務室の案内表示板を発注しているところであります。

このように、町では、いましばらくの間はさまざまなグッズを作成し、町のPRに努めてまいります。一定の段階からは、各種団体や企業が主体的に独自にグッズの開発や作成に取り組み、販売の促進や観光客誘致、並びに町の活性化あるいは経済効果につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

町のイメージキャラクターの制作につきましては、「こども議会」で提案を受け、町内を含め、全国公募をして、町政施行60周年にあわせ、「わさびー」がデビューした経緯がございますので、議員皆様にも大いにPRをしていただき、全町を挙げて、観光立町奥多摩のさらなる発展につなげてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 石田芳英議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

「わさびー」グッズに関しましては、今、ご答弁されましたように大変多岐にわたっております。「わさびー」スタンプとか、チラシ、ティッシュ、またはボールペン等を今開発されているということで、これからも企業や各種団体に、開発また販売等も促進されていることですので、ぜひとも、大いに推進していただければと思います。

また、商標等のほうも、昨年、平成27年12月4日に交付されたということで、安心して販売等もされるということですので、推進していただければと思います。

それでは、1点、再質問させていただきたいと思いますが、先ほど、東京都のイベントなどでも出演されるということでしたけれども、「くまもん」や「ふなっしー」などはテレビで取り上げられて有名になったという一面もございます。奥多摩町でも、テレビなどで報道機関の取材も多く、チャンスがあれば「わさびー」自身の出演や「わさびー」グッズのPRも、もしできれば、出演すれば、効果も増大するのではないかなというふう

に考えます。

そのような機会があればぜひ、積極的にお願いしたいと思うのですが、もし、テレビ出演等に関する情報、あるいは出演の方針等のお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、石田議員の再質問にお答え申し上げます。

「わさびー」の関係につきまして、チャンスがあればテレビの出演を、また今後の方針についてはということでございます。

まず最初に、テレビの出演の情報等はあるかということなんですけれども、現在のところは主だった、決まったテレビ出演等はありません。ただし、方針ということにもなっていますけれども、去年の12月のこども議会がございました。この中で、中学生から提案がございました。これは、町全体のPRをということだったんですけれども、この中で、「わさびー」も使ったりして、そこではテレビもそうなんですけれども、今、Y o u T u b e（ユーチューブ）が大分普及しているということで、そういうところに出演させてPRしたらどうですかということをお願いしております。それに関連してということにもなりますけれども、今、そのグッズをいろいろ作り始めて、一部販売も始めているということでございますので、Y o u T u b e（ユーチューブ）、それをどこに載せるかということもあるんですけれども、まず第一段階の考え方としましては、町のホームページに、そういう動画などを載せる際に、「わさびー」を使ってというやり方はあるのかなというふうには考えております。また、こども議会のおきも、中学生たちもそういう際は応援もしますよというようなこともちょっといただいておりますので、そういうことも検討してまいりたいと思います。

宮崎県の小林市というところでは、やはり、市のPRということで、いわゆる、西諸弁というのがフランス語に聞こえるというもので、それも最終的には地上波のテレビで流されたんですけど、もとはY o u T u b e（ユーチューブ）から反響が大きくなってテレビに移っていったという部分がありますので、その辺も参考にしながら今後実現できるべきところは実現して、町のPRあるいは経済効果につながっていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 再質問はありますか。よろしいですか。

○6番（石田 芳英君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に3番、澤本幹男議員。

〔3番 澤本 幹男君 登壇〕

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

それでは1点、JR川井駅前周辺の道路整備についてお伺いをさせていただきます。

奥多摩町にありますJR青梅線5駅の中で、自動車で行けない駅が唯一川井駅です。

川井駅には、主に川井・大丹波・梅沢地区の住民及び丹三郎の一部住民等が利用しております。また、川井キャンプ場や大丹波川国際虹ます釣場への観光客や登山客等が利用しております。今年の10月には、旧古里中学校の後に奥多摩日本語学校も開校しますので、人の乗り降りも多くなることが予想されます。国道から川井駅への入り口が狭い上、朝夕の通勤・通学の時間帯には、家族が自動車で送迎を行い、事業者等も送迎などで電車の時刻にあわせて自動車が集中的に行き来するため、歩行者や自転車の方は大変な危険な状況です。林道熊沢線が整備されれば、大丹波からの通行量も増えます。また、お年寄りの方々からも、駅の開札まで行く階段の昇り降りが大変きつく、駅の前まで自動車で行ければありがたいとの意見も多く寄せられています。

川井駅を利用する住民や観光客、事業者、日本語各校の学生等、今後の奥多摩町発展のためにも、川井駅の改札前まで自動車で行き、電車に乗り降りができるよう道路整備をお願いしたいと思います。町の考えをお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、澤本幹男議員のJR川井駅前周辺の道路整備についての一般質問にお答え申し上げます。

議員が申されますように、川井駅の利用者は、これまでは地元住民を初め川井キャンプ場の利用客、ハイカー等の利用者がほとんどでありましたが、奥多摩日本語学校、今年10月に開校予定でございますが、開校されることの生徒及び学校関係者が川井駅を利用することで、乗降者は増えることが予想されます。

現在の川井駅周辺の町道は、国道411号線から川井グリーンヴィレッジ方向に向かって50メートル付近で東側に曲がる町道が神塚川井駅前線の車道で、川井駅入り口の階段から神塚までの間が神塚橋川井駅線の歩道となっております。

現在、この町道2路線が川井駅周辺にございますが、川井駅周辺の整備には、これら町道に接続するような形で面的な整備が必要であると思っておりますが、あわせて駅前周辺の土地所有者やJRなどの関係機関との協議が必要となっております。

特に、JRとの調整については、過去からさまざまな問題があり、これまでも川井駅周辺の整備計画がございましたが、JRを含め関係土地所有者の同意が得られず、計画を見送った経緯がございます。

昨年の第4回定例会で、7番、宮野亨議員から、川井駅前のスロープ整備についてのご質問がございました。川井駅周辺の地形は急峻で、国道側からの町道も幅員が狭く、鉄橋もあり、また、川側はさらに急峻であることから、スロープの設置については極めて難しい状況にあると答弁させていただきました。

また、現在進めている大丹波地区の南平熊沢線につきましては、全体延長が 200 メートル、幅員が 4 メートルで、平成 30 年度には、大丹波川をまたぐ橋をかけ、都道 202 号線と接続することで川井駅方面の利便性が向上するとともに、緊急時の対応も迅速に行われることで、住民皆様の安全・安心も確保できるものと考えております。

今後の川井駅周辺の整備につきましては、南平熊沢線が都道 202 号線に接続した段階で、改めて地元地域の皆さんや、関係自治会の意見や要望をお聞きした上で検討してまいりたいと考えております。

その際には、協力をいただかなければならない J R や土地所有者もおりますので、あわせて総合的な判断をしてまいりたいと考えておると同時に、先ほど若干触れましたけれども、過去に、駅のところまでの町道を広げる、拡張するという部分で何年か努力したんですけれども、土地所有者の協力が得られないということで現在まで至っております。

したがって、今後におきましては、一番問題なのは、用地の取得ができるかできないか。この辺があると思いますけれども、計画路線をつくりながら説明をし、ご理解を賜るよう努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○3 番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

川井駅の出たところのトイレも新しくなりまして、きれいになりました。本当にありがとうございました。

今、町長のお話にありましたように、過去にもいろいろご検討されたということがあったということでございます。ぜひ、我々の代で何とか駅前を整備しておかないと、今後のためにも必要かなと思います。ぜひ、継続並びに引き続き検討をまたお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、3 番澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に 9 番、原島幸次議員。

〔9 番 原島 幸次君 登壇〕

○9 番（原島 幸次君） 9 番、原島です。

それでは、1 点、質問させていただきます。

多摩川南岸道路建設促進に町の対応と姿勢について、お伺いさせていただきます。

古里より西側は、国道 411 号が氷川・奥多摩湖方面へ向かう唯一の道路で、急峻な斜面も多くあり、落石、土石流また土砂災害等により通行止めを余儀なくされております。

災害緊急時の地域の孤立化を防止するため、多摩川南岸道路総延長 7 キロで昭和 60 年に計画が始まり、平成 5 年工事着工、30 年が経過した中で、平成 13 年 5 月に、愛宕大橋から愛宕トンネル、そして琴浦までが開通いたしました。その後、海沢大橋や平成 19 年、神庭のつきどめ橋が開通、そして平成 27 年 5 月 30 日に、海沢の城山トンネルから柵沢住安

戸までの約 2.8 キロ間が開通し、全体の 70%が完成したことが、東京都建設局の資料でわかりました。非常に便利になり、安全に道路を利用することができ、交通量の分散にも現在つながっております。また、琴浦から棚沢までスムーズに通行ができ、時間短縮にもつながり、小河内方面の方や山梨県の方々にも大変喜んでおられます。

しかし、観光シーズンの休日には、鳩ノ巣から古里駅前交差点までの間、交通が混雑し、地域の日常生活、あるいは産業活動に影響を及ぼしているのが現状です。

しかしながら、その後 1.9 キロメートルを残す棚沢住安戸地区から丹三郎地区への工事の計画について進捗が進んでいないように思われます。

今現在、どのような状況にあるのか。今後、町はどのような対応を考えておられるのか。また、姿勢や都建設局の対応についてお伺いさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9 番、原島幸次議員の、多摩川南岸道路建設促進についての一般質問にお答えを申し上げます。

町の幹線道路は国道 411 号線のみで、急峻で狭隘な地形に当たるため、自然災害時の落石や土砂流失、または斜面崩壊等による車道の通行止めが、住民の日常生活や観光客に大きな影響を及ぼすことから、町内、小留浦地区から丹三郎地区までの全長 7 キロメートルの多摩川南岸道路を建設することで、災害時における安全・安心の確保を目的に、平成 5 年度から東京都建設局により工事を着手し、現在に至っております。現在、災害がある場合には、昭和石材の入り口から、年間降雨量、時間当たり 140 ミリが降る場合には通行止めになってしまいますので、できるだけ早くこの南岸道路の開通をしたいというのが住民皆様の念願であります。

今、議員からいろいろお話がありましたけれども、南岸道路の建設につきましては、平成 27 年 5 月 30 日の城山工区の完成に伴い、小留浦地区から棚沢将門地区までの 5.1 キロメートルが開通になりました。おっしゃるとおり、交通の緩和等々、緊急道路も含めてなったわけでございますけれども、いよいよ残りの棚沢将門地区から丹三郎地区までの 1.9 キロメートルが現在残っております。

平成 27 年の 7 月 8 日、9 日両日に、丹三郎地区、寸庭地区において、西多摩建設事務所より事業概要及び測量説明会を開催し、関係する住民皆さんに協力依頼を行ったところであります。現在、東京都では、現地調査と測量を行い、道路線形等の検討に入っていると聞き及んでおります。多摩川南岸道路の建設については、何よりも道路用地を提供していただく地権者との同意が必要となりますので、東京都としては、これら関係者との合意形成に向けて努力を重ね、多摩川南岸道路の全線完成をさせたいというふうに考えております。現在の段階では、測量等々については地権者の同意を得ておりますけれども、建設に当たりましての最終的な同意を、今後引き続き、東京都並びに関係する住民皆様のご協

力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。今、詰めの段階に入っておりますので、最終的には、この道路というのは地権者の方々の同意を得ないと出発できませんので、これを一番重点に、丁寧にきめ細かく、東京都建設局と町の職員が一緒になって、あらゆる場面を通じながらお願いしているというのが状況でございます、もうしばらくの間に、その部分が成就できるのではないかなというふうに私は認識をしております。

しかし、この地権者の問題でございますので、最終的に合意をいただかないと、これは出発できませんので、いましばらく、ある意味では、その動向等については静かに見守っていただければありがたいなというふうに思っております。

この南岸道路の早期完成することで、先ほど申しあげました降雨量 140 ミリの道路の通行止めがなくなり、住民の皆さんが安全・安心をして通れる道路が小留浦まで完成する。まだまだ時間が必要でありますけれども、そういう部分に向かって努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 原島幸次議員、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○9番（原島 幸次君） 何年か前に、古里で、文化会館の前の左側の石垣の上で火災が起きました。道路が一本しかないため、4時間近くの交通がストップされて、いろいろな面で大変不便を来しておりました。なかなか地権者の関係も大勢おられますし、都の財政的な面もあって、なかなか難しい面もあると思いますが、奥多摩住民あるいは小河内の住民も、あるいは山梨県の方も一日も早い南岸道路の建設を望んでいるところでございます。

町長を初め、事業者の皆様のご努力によりまして、一日も早い開通をお願いすることをお願いいたしまして、質問を終わりにさせていただきます。

どうも大変ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、9番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、11番、師岡伸公議員。

〔11番 師岡 伸公君 登壇〕

○11番（師岡 伸公君） それでは、1つ目、消費者教育の推進をについてお伺いいたします。

消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階において行われていますが、各関係機関の連携は十分とは言えない、との指摘があるなど、消費者教育の充実・強化のためには、なお一層の工夫と努力が必要と考えられております。

特に、若年層では、消費者問題にかかわる知識や社会経験の乏しさから、知らず知らずのうちに消費者問題にかかわる犯罪の加害者に加担することもあり、また、選挙権年齢の引き下げにあわせて成年年齢が18歳に引き下げられた場合には、高校生であっても契約の責任をみずから負うことが考えられるなどのことから、若年層の消費者に対する消費者教育がより重要となる時代が迫っているのではないのでしょうか。消費者教育は、幼児、児童

期、少年期、成人期、高齢期の世代別に、また安全、契約、取引、情報、環境などの分野で細かく分類そして展開をされております。

幼児期においては、直接的な教育の場面は少なく、日常生活の中で意識せずに行ってきた事柄、例えば、買い物のときや食事のときなどの生活場面、また幼稚園、保育所でのお散歩やお買い物ごっこなどから自然と吸収をしています。

しかし、成長過程においては、具体的な指導も必要となつてまいります。家庭、学校、地域社会でしっかりとした教育機会をつくっていただければと願うものです。

また、高齢者においては、詐欺商法などで被害に遭っている方も少なくありません。私自身もいつ遭遇をするかもしれません。自戒を込め、そして、このような状況を踏まえ、以下のとおり質問をいたします。

1つ目、児童・生徒への消費者教育の現状と今後について。

2つ目。成人者・高齢者への啓発活動について。

また、提案として、成人式などを利用して、成人者への消費者教育をしてはいかがでしょうか。

以上、お伺いをいたします。

次に、奥多摩町におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進についてお伺いいたします。

全国に先駆け、東京都で本年度から本格実施されているオリンピック・パラリンピック教育、2020年の本番に向け、着々と展開をされています。奥多摩町では、平成27年度に、古里小学校が推進校に指定されました。推進校各校は、従来から実施してきた教育活動の中に独自のテーマを見出し、オリンピック・パラリンピックに関する内容を加えた教育活動に取り組んでいるようです。新たに、平成28年度には、重点的な取り組み内容を目的に、100の推進校が指定されました。ボランティアマインドの醸成、障害者理解の促進、スポーツ施行の普及拡大、日本人としての自覚と誇りの涵養、豊かな国際感覚の醸成などです。中でも、日本人としての自覚と誇りの涵養では、指定校10校のうち、西多摩から大久野小学校、秋多中学校、島嶼からは式根島小学校と青ヶ島小中学校が指定されています。どのような活動になるのか注目をしたいところです。

また、JOCの事業として各地でオリンピックを講師として派遣し、オリンピック・パラリンピック教育の推進の一環として実施しております。先月2月5日には、PTA連合会の主催によるオリンピックの講演会も行われました。今年の町民体育祭では、オリンピック・パラリンピックフラッグツアーが奥多摩町からスタートし、その機運の盛り上がりを感じました。

そこで、奥多摩町におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進についてお伺いをいたします。

1つ目。27年度、古里小学校での活動内容。

2つ目。28年度における奥多摩の小中学校での活動内容。

3つ目としては、29年度以降における小中学校での活動予定。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 11番、師岡伸公議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、消費者教育の推進についてでありますけれども、1点目の児童・生徒への消費者教育の現況と今後は、と、3点目の成人式を利用して成人者への消費者教育をしたらどうか及びオリンピック・パラリンピック教育の推進につきましては、所管が教育委員会になりますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

私からは、1つ目のご質問のうち、2点目の、成人者・高齢者への啓発活動について、ご答弁を申し上げます。

現在、食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題があらゆるところで起きております。これら国民の消費者問題に対する関心の高まりを受け、平成21年9月に、消費者庁及び消費者委員会が設置されるなど、政府においても消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備が進んでおります。

このような中、平成24年12月に施行されました消費者教育の推進に関する法律では、消費者教育を、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について、理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び、これに準ずる啓発活動を行うというふうに定義をしております。幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われること、学校、地域、家庭、職域その他さまざまな場の特性に応じた適切な方法により、効果的に行われることなどとしております。

これに基づき、東京都では、国に先立って、平成9年2月に東京都消費生活基本計画を策定、また、平成24年12月に、消費者教育の推進に関する法律が施行されたことから、平成25年8月に、消費者教育推進計画を策定しており、全国では、これまでに47都道府県中41都道府県で策定され、発表されております。

また、東京都では、現在、この両計画の改定を進めており、この2月に答申の概要が発表されました。

今回の改定では、3つの視点と5つの政策の柱を掲げており、政策1には、消費者被害の未然防止と拡大防止を、政策4には、消費者教育の推進と持続可能な消費の普及を、政策5には、消費者被害の救済の充実を、それぞれ掲げております。

このうち、政策4の消費者教育の推進と持続可能な消費の普及では、議員がご心配されている成年年齢の引き下げによる若年層被害について、民法の成年年齢引き下げが実施されれば、消費者被害の低年齢層への拡大や深刻化のおそれがあることから、法改正の動向を注視しつつ、若年層への消費者教育を充実していく必要があるとしております。

また、政策5、消費者被害の救済の充実についてであります。消費者被害とは、商品、製品等の使用に伴い生じた事故で消費者の生命または身体に被害が生じたものと、虚偽または誇大広告その他消費者の利益を不当に害し、また、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為の大きく二通りに分類しております。

消費者庁が推計した全国の消費生活センター等に寄せられた相談件数は、2004年度の192万件をピークに減少傾向にあります。相談に占める架空請求など、いわゆる悪質商法は、2011年度の2万1,000件を底に、再び増加傾向に転じ、2015年度には、8万1,000件となっております。

その要因の1つは、スマートフォンなどの普及により、インターネットへのアクセスが容易となったことから、架空請求などデジタルコンテンツによる被害が増加したことであります。このことは、性別を問わず幅広い年齢層で大きな割合を占めている状況でございます。ご質問の町の啓発活動についてであります。消費者教育に関する国や都の普及啓発チラシやポスターの掲示を行うとともに、西多摩地域広域行政圏協議会の8市町村により、西多摩地域広域行政圏消費者生活相談広域連携に関する協定を締結しており、啓発活動として年に2回講習会等を実施してきていただいております。この講習会への参加を促すため、町ではその都度、広報あるいは防災無線でお知らせをしているところでありますが、残念ながら、町からの参加者はほとんどいないという状況であります。

また、町における消費者被害への対応につきましては、元東京都消費生活総合センター相談員の山本いく子氏を専門員とする消費者相談窓口を隔月で年6回開催をしております。今年度も1月までに5回開催いたしました。相談は一件もなく、過去5年間でも年間相談件数は0から2件と非常に少ない状況でございます。これは、被害自体も少ないものと思われませんが、地域の関係性が強い当町では、相談室を訪ねることも気にならず、相談しづらいと感じるケース、あるいは、勤務地が町外であることが要因にあるものと考えております。

この対策として、ただいまご説明申し上げました西多摩地域広域行政圏消費者生活相談広域連携に関する協定によりまして、被害相談につきましては、居住地市町村相談窓口だけではなく、西多摩8市町村のいずれの相談窓口でも相談することが可能であり、平成27年度は、町の相談窓口の相談が1件のみだったのに対し、隣接の青梅市の相談窓口には、電話相談も含め3件、27年度は、町1件に対して青梅市4件と瑞穂町1件の計5件の相談が奥多摩町民から寄せられております。この傾向は、当町だけではなく、西多摩各市町村とも同様となっていることから、このような広域での取り組みが非常に有効な手段であると考えております。他市町村への相談で、その場で解決しない問題の場合は、居住地市町村へ引き継ぐことになっておりますが、幸いこれらの他市町村への相談で、引き継ぎが必要となったものはございません。

また、高齢者の啓発についてであります。消費者教育の推進に関する法律第13条において、国、地方公共団体及び国民生活センターは、地域において高齢者、障害者等に対す

る消費者教育が適切に行われるよう、民生委員など、高齢者、障害者等に日常生活上の支援をする者に対して研修の実施、情報の提供その他必要な措置を講じなければならないとしており、町では、これまでも毎月開催されている民生・児童委員定例会に、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談室職員が同席しているほか、年に数回、青梅警察署、生活安全課の職員による青梅・奥多摩地区の振り込め詐欺等の消費者被害の情報等を提供していただき、日ごろの民生委員活動に生かしていただいております。

こうした取り組みをバックアップする仕組みとして、郵便局、金融機関、生命保険会社、電力会社、生活協同組合及び宅配業者と地域見守りネットワーク協定を締結し、これらの事業者が、日常業務を通じて何らかの異変に気づいた場合、警察、消防に素早く通報するような体制を整備しております。

こうした取り組みは、地域の中で顔見知りの人から直接伝えられることで、高齢者の意識の中に浸透しやすくなるとともに、隣近所で話題になることで、自然と消費者被害の防止につながるものと考えております。

今後も、高齢者等に対する消費者教育につきましては、地域での見守り活動とあわせて地道に実施してまいるとともに、ますます高度化する消費者被害の手口、成年年齢の引き上げによる低年齢層への被害拡大など、新たな動向に対応するため、限られた財源と人員の中、国や都等の動向に注視しながら、また西多摩各市町村と連携を図りながら、町としてできることを考え、啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 異議なしと認めます。よって、午後1時00分から再開いたします。

午前0時01分 休憩

午前1時00分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、師岡伸公議員の一般質問に対する答弁から行います。
教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 11番、師岡伸公議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、児童・生徒への消費者教育の現状と今後は、についてお答えをいたします。

まず、児童・生徒への消費者教育の現状ですが、消費者教育の推進に関する法律では、消費者が、消費活動を通じて公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画をする消費者市民社会が定義づけされております。この法律をもとに国が定めました、消費者教育の推進に関する基本的な方針では、被害に遭わない消費者、合理的決定ができる自立した消費者にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的

に關与する消費者を育成することとしております。

ここで申します消費者教育とは、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動を指すものでございます。国民の一人一人が自立した消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営むために重要な役割を担っております。被害に遭わない自立した消費者の育成という視点に加え、消費者教育推進法や基本方針の趣旨を踏まえた視点を取り入れて教育を推進していく必要がございます。これにより、加害者になってしまう人を減少させたり、子どもや高齢者など、周囲が守っていく必要のある人にしっかりと目を向けることのできる人を増やしたりすることにもつながってまいります。

町の各学校教育現場におきましては、学習指導要領に基づき教科等の学習内容に関連づけながら、消費者学習を進めております。

小学校では、5年生の家庭科の授業で、生活を支える金銭の大切さを考え、買い物の仕方を見直し、購入しようとするものの品質や価格などの情報を集めることを通じて、目的に合った計画的な買い物ができるようにする学習を行っております。

また、3年生の社会科では、家庭の買い物の実態について調べ、買い物の傾向や買い物に行く店の特徴について考える、消費者教育の基礎的な学習を実施しております。地域の店を実際に見学をし、販売の仕事に従事する方が売り方の工夫や努力を行っていること、商品を通じて自分たちの地域と他地域がつながっていることに気づけるようにしております。

低学年におきましても、道徳の時間を使って物や金銭の価値を考え、持ち物を大切に扱おうとする態度を養う授業を展開しております。

中学校では、家庭科の学習の中で、自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解するとともに、販売方法の特徴を知り、生活に必要な物資、サービスの適切な選択、購入及び活用ができるようにすることを狙いとして、授業を行っております。また、社会科でも、3年生の公民的分野において、消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重、その自立の支援などのために国や地方公共団体が消費者政策を推進していることを理解をし、その内容を知るとともに、消費者としても自立した消費者となるように努めていかなければならないことを学んでおります。

次に、今後の消費者教育の推進につきましても、学校の授業を中心として、関連する各教科の学習内容と消費者教育を結びつけ、児童・生徒の発達段階に合った教材を選択、活用しながら、引き続き計画的、意図的に指導を行ってまいります。義務教育の段階において、児童・生徒のみずからの消費生活の安全、安定を目指し、主体的に消費市民生活の形成に参画することのできる能力の涵養を図っていきたいと考えております。

あわせて、家庭での消費者教育が重要であることは言うまでもなく、保護者が小遣いの与え方を考え、買い物を手伝わせるなどして、いわゆる金銭管理の知識を子どもに身

につけさせていけるようにするとともに、携帯電話やインターネットなどの使い方についても家族で考え、家庭でのルールづくりを行うことも重要であるということから、今後は、家庭への啓発も行っていく必要があると考えております。

次に、成人式を利用して成人者への消費者教育をしたらどうかというご提案でございますが、現在、成人式の配布物として、臓器提供・献血チラシ、投票ガイドブック、適正飲酒のススメ、ローン・キャッシングQ&A、お金の話、これは銀行との付き合い方、金融商品の基礎知識、インターネットバンキング、ローンあるいはクレジットカード、経済関係等の内容でございますが、この5種類の冊子等を配布をしております。これらは、新成人へ大人としての心構え、あるいは消費者金融への基礎知識を持っていただくことを主眼として配布をしているものでございます。

今後、成人式にどのような資料を配布をするのが最も適切であるかということを検討していくとともに、ご提案のございました成人式を利用した消費者教育につきましては、式典そのものが非常に時間的に短いものとなっておりますので、ご提言として承りさせていただきたいと存じます。

次に、奥多摩町におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進についてのご質問にお答えを申し上げます。

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を、東京都の幼児・児童・生徒の人生にとりまして、またとない重要な機会と捉え、オリンピック・パラリンピック教育を、都内全ての公立小学校・中学校・高等学校・幼稚園・こども園で実施をし、幼児・児童・生徒の良いところをさらに伸ばし、弱みを克服するための取り組みを推進しているところでございます。これにより、国際社会に貢献をし、日本のさらなる発展の担い手になる人材を育成していくとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような、かけがえのないレガシーを幼児・児童・生徒一人ひとりの心と体に残していきたいと考えております。

オリンピック・パラリンピック教育の内容といたしましては、学習指導要領の目標の達成を目指し、各教科等の学習内容とオリンピックやパラリンピックを関連づけ、4つのテーマであるオリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境と4つのアクションでございます学ぶ、見る、する、支えるを組み合わせた取り組みを展開をすることとしております。これらの取り組みにより、ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚といった重点的に育成すべき5つの資質を育成することを狙いとしております。

ご質問の1点目であります平成27年度古里小学校での活動内容は、でございますが、今年度から本格的に始まったこのオリンピック・パラリンピック教育ですが、奥多摩町では、古里小学校が、平成26年度にオリンピック教育推進校、また平成27年度には、オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定を東京都から受け、オリンピック・パラリンピック教育を先行的に実施をまいりました。

この主な活動としては、アトランタオリンピックの体操競技に出場いたしました田中光さんを講師にお招きをし、オリンピックにまつわる話を聞いたり、一緒にマット運動を行うなど、オリンピックの技と向上心を学び、諦めずに努力をしようとする気持ちを高めることができました。また、オーストラリア・バイロンベイからの留学生を招待し、体育科の事業や給食で交流を図り、英語でのコミュニケーションを通しておもてなしの心を育てることもできました。

次に、2点目の、平成28年度における奥多摩の小中学校での活動内容ですが、今年度は、東京オリンピック・パラリンピック教育実施指針に基づき、都内全ての公立学校、園がオリンピック・パラリンピック教育推進校となり、オリンピック・パラリンピックを推進しているところでございます。師岡議員よりご質問のございました、重点的な取り組み内容を目的に指定された100の推進校と申しますのは、オリンピック・パラリンピック教育重点校であると思われまます。オリンピック・パラリンピック教育推進校としての指定に加え、重点校としては、先ほど申し上げました重点的に育成すべき5つの資質から1つを選択し、重点的に取り組みを推進する学校となります。

奥多摩町での重点校の指定はございませんでした。今年度の奥多摩町小中学校3校のオリンピック・パラリンピック教育の主な活動は、古里小学校と氷川小学校にシッティングバレーボールのパラリンピック出場選手をお招きをし、一緒にシッティングバレーボールを行い、パラリンピック競技に興味、関心をもつとともに、障害をもつ方との交流により障害者理解を推進することができました。また、古里小学校では、10月に行われました道徳授業地区公開講座において、パラリンピックの概要や歴史、競技について、大学の講師をお招きして講演をいただき、その後、ボッチャというパラリンピック競技を体験することもでき、障害者スポーツへの興味が高まり、スポーツ志向の普及、拡大につながりました。

奥多摩中学校では、リオデジャネイロパラリンピックの閉会式に、義足ダンサーとして出演されました大前光市さんをお招きをし、片足を失ってもダンサーとしての夢を諦めずに前を向き続けてきたお話を伺ったり、一緒にダンスを踊ったりすることで障害者理解を深め、ボランティアマインドやスポーツ志向を醸成することもできました。

このように、各校とも障害をもつ方々との交流授業が多く行われたところでございますが、このほかにも、世界ともだちプロジェクトの取り組みとして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会参加予定国、地域について、幅広く学んでおります。

奥多摩中学校においては、ブラジル、イラン、ベルギーの3カ国の留学生をお招きをし、自国の伝統、文化を披露していただき、豊かな国際感覚を育むことができました。

古里小学校では、町の文化団体連盟の方から、6年生が生け花について学び、体験学習を通して日本人ならではの作法を身につけ、日本の文化についての理解を深めることもできました。

次に、3点目の平成29年度以降における奥多摩の小中学校での活動内容につきましては、

都内全ての公立学校、園がオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定をされ、各校、各園の特色を生かしたオリンピック・パラリンピック教育を推進していくこととなります。

今年度の奥多摩町の小中学校は、障害者理解が中心となる講師招聘となりましたので、来年度は、オリンピック出場経験のあるアスリートを招聘をし、オリンピック・パラリンピックの精神を学び、スポーツ志向を高める機会を、児童・生徒に提供していきたいと考えております。また、世界ともだちプロジェクトの取り組みも推進し、奥多摩日本語学校の学生、オーストラリア・バイロンベイからの留学生などとの交流を計画、推進をし、外国の方々との直接の触れ合いを通して、豊かな国際感覚を身につけさせていければというふうにも考えております。その他の計画につきましては、各校の実態や特色にあわせて、これから計画を立て、4月から実践していくこととなります。東京都が定めますこの4つのテーマに、4つのアクションを組み合わせた教育活動を実践し、奥多摩町の子どもたちに確実に力をつけていくために、オリンピック・パラリンピックを貴重な学びの機会と捉え、児童・生徒のよりよい成長につなげていけるように、教育委員会といたしましても、学校に対して支援をしております。また、2020東京オリンピック・パラリンピックまで余すところ3年となりました。冒頭申し上げましたとおり、大変貴重な機会でございますので、チケットの購入の問題もございますが、最終的には全ての児童・生徒に何らかの競技を直接会場で観戦体験もできるようにしたいというふうにも考えております。

○議長（須崎 眞君） 師岡伸公議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○11番（師岡 伸公君） ありがとうございました。

奥多摩町の成人式なんですけれども、非常に厳かで、コールやまぶきさんのお手伝いをいただいて、各出身校の校歌を歌うなど非常に家庭的な雰囲気もあった非常にいい成人式だと思うんですね。先ほど教育長の答弁にもありましたように、若干時間も、もう少し使えるかななんて私も常々思っていて、かといって、長い偉い先生の講演を聞くのも大変かなと。できれば、先ほど、いろんな資料もお配りしているということなんですけど、その中からちょっとケーススタディというような形で、実践の消費者教育の場なんかね、ほんのわずかな時間を入れていただければ、多分参加した成人も、私もそんな経験があるよとか、こういう失敗は私はしないよというような啓発になるんじゃないかと思うんですね。本当に若い人たちに今、いろんなそのリスクが迫っていますけど、ワンクリック詐欺、デート商法、キャッチセールス、アポ商法、マルチ商法いろいろ挙げれば切りがないほど怖いことはいっぱいあると思うんですね。

もう10年ぐらい前でしょうかね。私もある高齢者の、やはり詐欺なんかに注意しましょうみたいな会にちょっと行ったことがあるんですけど、そのときに、役場の職員のご担当の方と私と、ちょっと寸劇をやらされまして、私が詐欺の役をやったわけなんですけれども、実際そういう場面で具体的な事例を挙げることによって、やっぱりいろいろ意識が少しでも芽生えるということもあると思うので、そのときにたった5分でも10分でもいいで

すから、役場の職員にご負担をかけてはいけないとは思いますが、八十何人からいる中で役者もいっぱいいると思うので、ぜひそういう寸劇をつくって具体的にこういうのに注意しましょうよということをぜひやってもらえたらありがたいなという、これはあくまで提案でございますので。

それから、先ほど町長のご答弁にあったように、なかなか高齢者の啓発をやっても来てくれない。これにはやっぱり、これよくわかるんですけども、そういうところに行くのが何となく気まずいとか、それから、最も意識の外とかいろんな理由があると思うんですけども、今お話ししたように、カラオケの会でも踊りの会でも詩吟の会でも、やっぱり自分の趣味なら積極的に集まるわけですね。ある意味そういうところに出張って行って、やっぱりそういう機会を借りて、そういう啓発指導をするような、そんなことも、もし考えていただけたら。これは、あくまで提案でございますので、答弁は結構でございます。

ありがとうございました。終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、11番、師岡伸公議員の一般質問は終わります。

次に、10番、村木征一議員。

〔10番 村木 征一君 登壇〕

○10番（村木 征一君） 10番、村木でございます。

それでは、今定例会に1件の一般質問をいたします。

件名でございますけれども、マイナンバーカードの申請状況と今後の申請サポートについてであります。

マイナンバーカード（個人番号カード）は、身分証にもなる顔写真付きのプラスチック製カードで、個人の申請で交付をされます。

カードには、電子証明書を搭載したICチップがついておりまして、自治体によってはコンビニで住民票の写しを取得できるなど便利な機能がございますが、どこの自治体でも申請状況、取得状況は少ないようでございます。

また、自治体によっては、申請をサポートするために、マイナンバーカード申請顔写真を無料撮影サービスを実施したり、郵送による申請を受け付けたりして、取得の加速化を図っている自治体もございます。

そこで、以下について町長のご所見を伺います。

1点目、現在の申請状況、取得状況について。

2点目、今後、申請用写真の無料撮影サービスや、郵送による受け付けを実施する予定について、お伺いをいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10番、村木征一議員の、マイナンバーカードの申請状況と今後の申請サポートについての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、マイナンバーとは、正式には個人番号といい、住民票を有する住民一人ひとり

に付される 12 桁の番号のことをいいます。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度は、このマイナンバーを使って税務署など国の機関や地方公共団体、健康保険組合及び複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤インフラであると言われております。

このマイナンバーを、国の機関や地方公共団体などが、基本的に、社会保障、税、災害対策の各分野で活用することにより、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られること、真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となることなど、スムーズな申告・申請等が可能となり、住民サービスのより一層の向上につながることを効果として示し、より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やか、かつ的確に行える社会などを実現すべき社会として、制度の導入による趣旨が示されております。

平成 27 年 10 月 5 日に、日本国内の全住民に対する個人番号の付番が始まり、通知カードが発送され、平成 28 年 1 月からは、行政手続における個人番号の利用が開始となり、マイナンバーカードの交付が始まりました。

この時点でマイナンバー（個人番号）の利用範囲は、法律により税、社会保障、災害対策の 3 つの範囲に限定されていましたが、近い将来には、3 分野以外でも、マイナンバーの利用が開始することが確定しております。

マイナンバーカードの利活用では、平成 28 年 9 月 16 日付で、コンビニ交付サービス、マイキープラットホーム（マイナンバーカードを活用した充実な暮らしと地域経済の活性化）、マイナポータル（子育てワンストップサービスへの参加）の導入促進に関する総務大臣通知が発出され、さらに、平成 28 年 12 月 25 日付の報道においては、交付開始から間もなく 1 年となるマイナンバーカードの申請件数と交付件数が伸び悩んでいることから、政府は、カードを持っていれば、コンビニエンスストアや郵便局で各種証明書を受け取るサービスを拡充、システム改修費等の経費の抑制などの自治体の財政負担の軽減を普及する方針や、平成 29 年 7 月からは、マイナンバー対応の個人用サイト（マイナポータル）の運用を開始し、カードリーダーとパソコンをつなぐことにより、インターネットを通じて自宅などから児童手当の申請を初め、一連の子育て関連手続が行われるようにするなど、マイナンバーカードの利便性を拡大し、申請と交付数を増やしていく方針が示されております。そのほか、平成 29 年 1 月より、日本年金機構では、マイナンバーによる年金相談、照会を開始し、基礎年金番号がわからない場合であっても、ご自身のマイナンバーをお伝えいただくことで相談、照会が可能となりました。

今後、政府は、平成 30 年にはマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにする方針を固め、患者の本人確認を迅速にし、医療事務の負担を軽減するなどの制度スケジュールが示されているところであります。

町では、国や都の通知、事務連絡及び情報提供などから、広報奥多摩やホームページな

どを通じて制度の趣旨、マイナンバーカードの記入が必要な届け出、マイナンバーカードの申請方法、受取方法やカード受取の際の必要な持ち物、本人確認書類及び暗証番号などを、住民皆様に広く周知を行っております。

また、通知カードを受領されていない方や、マイナンバーカードの交付通知書（はがき）は届いているけれども、まだ受け取られていない方、また、平日、仕事などで役場開庁時間に来庁することが困難な方などを対象に、計画的に休日臨時窓口を開設しております。

ご質問の1点目の、現在の申請状況、取得状況についてであります。平成28年1月よりマイナンバーカードの運用が開始され、1年1か月が経過した平成29年1月31日時点での町のマイナンバーカードの申請・交付状況につきましては、申請件数で450件、平成29年1月1日現在の人口5,270人に対する申請率は8.5%、交付件数は365件で、交付率6.9%となっており、申請及び交付件数ともに少ない状況でございます。

しかしながら、マイナンバーカードの取得は任意となっておりますので、引き続き計画的に広報やホームページなどの情報媒体を活用したマイナンバーカードの利便性について啓発を行い、申請及び交付件数の増加を図ってまいります。

次に、2点目の、今後、申請用写真の無料撮影サービスや郵送による受け付けを実施する予定についてでございますが、申請用写真の無料撮影サービスについては、町では既に申請時の問い合わせや相談に対し、申請写真の無料撮影サービスを行っており、引き続き来庁時や休日臨時開庁時などを通じて、無料の撮影サービスを行ってまいります。

次に、郵送による受け付けを実施する予定についてでございますが、町では、マイナンバーカード交付のときに一度だけ来庁していただく交付時来庁方式をとっており、交付を希望される方は、通知カードに同封されている個人番号カード申請書に必要事項を記入し、申請者本人の顔写真を張り、同封されている返信用封筒に入れて郵送で申請する方法、またはスマートフォンやパソコンからウェブサイトを通じて申請する方法で、マイナンバーカードの申請をしていただきます。

カード発行業務を委任している地方公共団体システム機構において申請を受け付け、マイナンバーカードが作成され、その後、申請から約1か月で市区町村にマイナンバーカードが到着し、マイナンバーカードの交付準備が整うと、市区町村から交付通知書（個人番号カード交付・電子証明書発行通知兼照会書）が申請者へ郵送され、交付通知書に沿って受け取りに来庁される日程を決め、役場に来ていただき、本人確認や暗証番号の入力などの必要な手続を済ませていただき、カードを交付しております。

マイナンバーの証明と本人証明が1枚で行われる大切なマイナンバーカードですので、その受け取りについては、必要書類を初め厳重な本人確認さらに暗証番号の入力など厳格な手続となることから、マイナンバーカードを郵送で交付することは行っておりません。

また、国や都からは、サービスの拡充として、コンビニ交付につきましても利活用の推進が示されておりますが、町では、システム改修費や交付手数料及び各種証明発行件数などを考慮するとともに、西多摩地区の町村の状況を注視しながら、今後検討してまいりた

いと考えております。

○議長（須崎 眞君） 村木征一議員、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○10番（村木 征一君） ただいま町長からこと細かく説明をしていただきました。ありがとうございました。

今、国を挙げて、このマイナンバーカードの取得を推進をしているところでございますけれども、ぜひ町でも積極的に取得につきまして推進をしていただきたいと思います。要望でございます。答弁は要りません。

ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 村木征一議員の一般質問は終わります。

次に5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） 5番小峰です。

1件質問をさせていただきます。

災害が発生した時のために対応可能な大氷川地域の道路関係の整備についてお伺いしたいと思います。

町が行っている道路整備は、各町内、非常に的を射る道路政策がされて非常に助かっているとは思いますが、居住環境が向上して住みやすい、住み続けたい町になっていっていることと思います。ただ、私の住んでいる大氷川を見ますと、行きどまりの町道が何本か存在しております。まず、氷川小学校の通りを踏切の上からY字路を右に曲がった東町方面。2番目としては、同じ踏切のY字路を左に曲がって、さらに右に曲がった上水道施設の方面。それから、3番目としては、同じく踏切のY字路を今度は左に曲がって、上がって小学校のほうのプールの上に行く道路。これは唐沢方面です。この道は、途中まで普通車が行けますけど、その先は奥多摩工業さんの構内に通じております。それから、もえぎの湯方面。それから、奥氷川神社下の地域。余ヶ野、安寺沢地域、鍛冶屋地域と、行きどまりの道路が大分存在しております。特に、1番の東町方面。踏切から上の地域、約50世帯が住んでおります。その中でも10世帯ぐらいは空き家があるという状況ですけれども、大氷川の地形は非常に急峻な場所が多くて道路をつけるということが非常に困難かもしれませんが、施工については確かに困難が予想されます。ただ、今後、住みやすい、住み続けたいまちづくりを推進する意味でも、ぜひとも、特に優先順位としては1番からそういう対策を、あるいは計画を実施していただければというふうに思っていますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それから、1点確認したいのは、2番、3番目の唐沢方面、氷川小学校のプールの上の道を行きますと奥多摩工業の構内に入って、この見えるところに出てこられるのですが、以前聞いた話によると、緊急時は奥多摩工業さんの構内を歩いていいよというような約束事があるということをお伺いしておりますので、その点も確認の意味でもう一度お伺いしたい

と思います。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の一般質問にお答え申し上げます。

発生時に対応可能な大氷川地域の道路環境の整備についてであります。

生活道路は、地域住民の日常生活を支える基盤であるとともに、町の発展や産業の振興に不可欠なものとして重要な役割を果たしており、あわせて緊急車両の往来など災害時の対応が容易となることから、道路整備は安全で安心したまちづくりには欠かせないものであると考えております。

古里地域の道路整備が比較的に多い理由といたしましては、以前から古里地域の道路整備が遅れていることから、各自治会より要望があり、数年前から順次計画的に東京都の財政支援を受けて実施しているものであります。道路の建設の際に、関係する土地所有者に承諾を得る場合においても、町が単独でお願いする場合は、承諾までかなりの時間を要する場合もあることから、自治会が中心となり、関係する土地所有者に事前承諾までいただくなどしていただき、順調に道路整備ができています。

ご質問の大氷川地域の町道7路線でございますが、共通して言えることは、議員がおっしゃるとおり全ての路線が行き止まりとなっております。

本来なら、生活道路は循環型の道路が理想ですが、議員もご承知のように大氷川地域の地形は急峻な場所が多く、特に踏切から上の路線については、道路を挟んで左右に住宅が点在し、高低差もあるため、拡幅や循環型の道路整備は極めて困難な状況にあります。また、道路を拡幅などする場合には、どうしても用地や物件等がかかってくるので、土地所有者や家屋の所有者のご理解とご協力が必要となり、あわせて地域の皆さんや自治会の皆さんのご協力がなければ実施することができません。

このようなことから、大氷川地域の道路整備に関しましては、現況調査を行い、限られたスペースの中での道路構造物等の改修、視距改良等の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、氷川小学校のプール上の唐沢方面の町道、大氷川除ヶ野線につきましては、車両の進入が可能な場所は氷川小学校体育館の先までで、そこから奥多摩工業の構内の道路と接続しております。奥多摩工業の見解では、基本的には、鉱山施設となっていて危険な施設もあるので、一般車両は通行止めとなっておりますが、災害時に踏切が寸断され、迂回ができなくなった場合には、奥多摩工業の構内の安全を確認した上で通行することは可能であるとしております。

いずれにいたしましても、生活道路は地域住民が生活する上で一番重要なものでありますので、今後もそれぞれの地域の実情や要望に沿った形で安全・安心を確保できるように整備してまいりたいと思っております。

この大氷川の道路のそれぞれの①から⑦まで示されておりますけれども、過去に何回か計画をした時がございます。特に、もえぎの湯方面については、氷川トンネルの上から向こうのほうに道路を抜こうというような検討をし、JRのトンネルと色々な意味で重なって構造的には無理だという結論が出ております。

したがって、もえぎの湯方面の部分については、今の段階ではいろんな構造上、あるいは事実上ちょっと無理であるという結論をいたしております。

それから、大氷川神社の下の地域ですけれども、あるいは、それ以外のところ、唐沢等々も含めてこの辺はどのようにしたらいいか。これは一番問題なのは権利者が多いものですから、そしてあそこは旧道で、現実には道路境といえますか、そういうものがまだ確定しておりません。引っ込んだり出っ張っているというのがありますので、そういう住民の地域の中の合意ができないと、計画路線さえもつくれないという状況でございます。最終的にはあそここのところの真ん中のいろんな部分をやってみたのですけれども、そういうことはできませんでしたので、最終的には、あそこが一番奥のところを少し拡大して、住宅があった部分も取り壊して、そこを迂回路にしたという経緯がありますので、全く計画をしたりいろんな部分で検討してこなかったということではなくて、検討してきたけれども、地権者の合意あるいは地域の皆さんの合意が得られず頓挫したという経緯がございますので、もう一度地域の皆さんが、このところはこのくらいの道に必要なだということを、合意をいただきながら町に要望してもらえればありがたいなというふうに思っております。

特に、今、町道に関しましては、従来は、町道をつくるときにはほとんど寄付をしていたいただいていました。しかし、現在の場合ですと、土地の補償あるいは家屋がかかるようであれば家屋の補償も含めてそれなりの補償をしながら、意見がまとまった場合には実行できる。東京都の2分の1の補助を利用したり、あるいは財源確保をして、相当の部分、道路が必要であるということが皆さんが合意をできれば、町としては積極的に道路整備をしていきたい。その前提条件としては、重ねて申し上げますけれども、地域の人たちが、ほとんどの人が事前の了解ができる。これは事前の了解ができないと測量さえできませんので、そうすると、実際には不便で必要だ必要だと言いつつも、やる手がかりが見つからない。測量さえさせてもらえないという状況ですから、地域の皆さんの合意を得るような議員の皆さん、あるいは地域の自治委員の皆さん、あるいは関係者の皆さんがそういう話し合いをしながら決めていただければ、町としては積極的に整備していきたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 小峰陽一議員、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） ありがとうございます。再質問ではないんですけども、幸いにして大氷川の踏切の上の地域は、まるっきり、何かあったときですが徒歩での避難は可能な道路がくっついておりますし、重大災害になったときにどうするかというようなことで心配をしておりました。一部、余ヶ野地域なんかはちょっとどういうふうに考えたらいい

いのかなというのがありますけれども、地域との自治会とも協力して、ぜひ、まとめていきたいと思っておりますので、その節にはよろしくお願ひしたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

次に、4番、清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） 今回2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。白丸ダム魚道に至る国道の歩道整備についてでございます。

棚沢地内の国道は、歩道が狭く危険を感じるものがたびたびあります。車の運転時は減速し、十分気をつけて歩行者の横を通過しますが、歩行時は背後から近づく車を常に意識し、不安を感じながら歩いております。運転手が必ずしも歩行者に注意を払っているとは限らず、中には対向車や景色に気をとられている方がいるかもしれないと考えるからです。白丸ダム魚道の周辺の国道も走行車両に危険を感じる場合があります。立木を伐採するなどの景観対策が実施されていても、景色を眺めながらおちおち歩けないというのが、個人的な経験でございます。走行する車の運動エネルギーの大きさの割に歩行者の安全配慮が十分なされているのかを疑われます。安全な歩道の確保は必要と考えますが町長のお考えを伺います。

2点目といたしまして、省電力への取り組みについてお伺いします。

環境問題に対する意識が以前に比べ大分変わってまいりましたがなかなか効果を実感するのは難しいように思われます。東京都では、家庭での省エネ対策を促進するため、新年度において、白熱電球をLED電球に交換する事業を予算化し、100万個のLED電球と無償交換するとの報道がありました。そこで次の点についてお伺いいたします。

1としまして、公共施設の照明、防犯灯のLED化で電力消費を減らし長寿命化で職員、自治会等の負担軽減を図る。

2といたしまして、太陽光発電を集会所、避難所、その他の公共施設に整備し、日常の電力消費を押さえながら、災害に備えた電力のバックアップシステムの充実を図る。

以上2件でございます。

省電力社会に向けた準備を進めることは意義あるものと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番、清水明議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに白丸ダム魚道に至る国道の歩道整備についてであります。

国道411号線の歩行者の安全確保につきましては、平成27年第2回定例会で、8番、高橋邦男議員からも一般質問をいただき、答弁をお答えしておりますので、若干それと重複しますが、お答えをさせていただきたいと思っております。

国道 411 号線棚沢地区住安戸付近より新氷川トンネル手前の人道橋までの間につきましては、道路幅員が狭い上にカーブも多く、大型車などのすれ違いに対して非常に危険なことから毎年、東京都西多摩建設事務所に対し、国道の拡幅及び歩道の設置について継続的に要望しております。西多摩 8 市町村を管轄する西多摩建設事務所においては、年度間における予算も限られる中、さらに奥多摩管内における予算配分もある中、町にとって優先すべきは多摩川南岸道路の早期開通であるとして多摩川南岸道路を優先して事業を進めております。国道 411 号線の道路拡幅及び歩道設置については、多摩川の南岸道路全線開通後に検討していくとの回答を現在得ているところであります。多摩川南岸道に関しましては、先ほど 9 番、原島幸次議員からご質問がございましたが、首都圏直下型地震を含めいつ大災害が発生するかわからない状況の中、町にとっても住民にとっても多摩川南岸道路の早期完成は優先すべき事業であると考えております。

このような状況の中、町としましては、平成 23 年 11 月に西多摩建設事務所と協議を行い、歩道のない鳩ノ巣トンネルから白丸までの間に歩行者注意という注意喚起の看板を設置して、歩行者の事故防止に努めております。また、交通局が管理している白丸ダム右岸のダム巡視路、町のセラピーロードに指定してありますが、数馬峡の遊歩道につきましては、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の影響により巡視路に多くの落石や倒木があり現在まで通行止めをして、安全対策のための工事を進めてまいりましたが、本年 6 月末には工事が完了する見込みで、夏以降には開放ができるとのことであります。このため、国道 411 号線を歩く観光客も少なくなると思われそうですが、国道 411 号線の安全対策のための改良工事につきましては、引き続き要望してまいりたいと考えております。特にこの 3 年ほどは、山ガールというような方で、あの遊歩道を多くの観光客の方が利用しておりましたけれども、白丸の巡視路が通れなかったものですから、議員がおっしゃるように外来者の方が非常に多くあそこを歩いていたというのが実態でございまして、そういう部分がありますけれども、住民あるいは観光客のためにも将来的には歩道が設置であるという認識を持って、今後も要望してまいりたいというふうに思います。

次に、省電力の取り組みについてでございますが、地球温暖化対策を含めた環境問題は、新しい国際ルール、パリ協定の昨年 11 月の発行により、今後深刻化する地球温暖化に対して、世界の全ての国が行動を始めることとされております。日本国内の温暖化対策は省エネや脱 CO₂ エネルギーへの転換により、2030 年度までに、2013 年度比で温室効果ガスの排出を 26%削減し、2050 年度には 80%削減する目標を掲げております。このような中、東京都では、平成 29 年度予算において、スマートエネルギー都市の実現を掲げ、177 億円の予算を計上しております。この施策には、議員が申されたように 100 万個の LED 電球の普及を目指し、約 18 億円の予算を投じる事業があり、家庭部門の省エネムーブメントを展開し LED 化の推進を図るという目的がございまして。

さて、ご質問の 1 点目の公共施設の照明、防犯灯の LED 化で電力消費減らし、長寿命化で職員、自治会等の負担を軽減するについてであります。現在、公共施設や防犯灯で

使われている照明の多くは、蛍光灯であります。LED化によって削減できる消費電力は蛍光灯に比べて約30%の削減と言われております。ちなみに、白熱灯との比較では、LED化により約87%の消費電力が削減できると言われております。LED照明は、寿命が長いということであり、これらはメリットとされております。デメリットとしては、価格が高くなるということがございますが、消費電力の削減によって、数年後には初期費用が回収できると言われております。町では公共施設等照明のLED化についての具体的な計画を、これまでのところを策定しておりませんが、近年は防犯灯の新設や老朽化による付け替えの際に、LED照明による整備を少しずつではありますが進めております。現在、各自治会に設置されている防犯灯の設置数は、1,440基を超える数となっており、平成27年度の防犯灯電気料自治会補助金は515万5,000円でありました。今後財政的な状況を見極めながらという条件ではありますが、計画的に防犯灯のLED化について前向きに検討してまいりたいと考えております。

公共施設の照明に関しましては、子ども家庭支援センターは、LED照明が使用されております。他の公共施設等につきましては、改修の時期や不具合箇所との兼ね合いなども考慮しつつ、検討をしてまいりたいと考えます。

次に、2点目の太陽光発電を集会所、避難所、その他の公共施設に整備し、日常の電力消費を抑えながら災害に備えた電力のバックアップシステムの充実を図るについてであります。太陽光発電は風力発電やバイオマス発電等とともに新エネルギーのひとつであり、一般住宅でも、普通に見られるようになっており、クリーンなエネルギーとして知られております。自然状況によって出力が左右されやすいという安定性の問題や、設置、導入の費用が多額となること。また、蓄電池がついていない場合、電気をためることはできないといったデメリットも挙げられております。町では平成21年度に完成した学校給食センターに1日最大出力20キロワットの太陽光発電の発電設備を設置しておりますが、この設備の設置費は1,927万8,000円でこのうち757万3,000円を、国庫補助金により整備しております。学校給食センターに蓄電池設備はなく、発電量も大きくないため実用面よりも地球温暖化防止に向けた取り組みのひとつとして、LED表示装置などを通じて、児童生徒を含め学校給食センターを訪れた方々への普及啓発を行っております。ご質問では災害時の避難所での太陽光発電の活用も想定されているものと考えますが、町内32カ所の避難場所と6カ所の広域避難場所が指定されており、このうち各地域のコミュニティセンターや集会施設を避難場所としているのは、29施設あります。これの改修等を行っていく必要がある施設も複数あり、また、陽当たりの悪い場所もあることからこれらのことも含めて慎重に検討をしてまいりたいと思っております。

今、2つの問題提起をされましたけれども、LED化あるいは太陽光等については、少しずつではありますが改修あるいは今後新しい施設をつくる際にはそういう部分を導入していきたいというふうに思っております。特に今環境が整いつつありますのは、もちろん議員がおっしゃるように、省エネの問題含めて国や都で、そういう政策を打ち出

すことによって補助金、助成金を出してくれるという制度がありますからこれを有効的に活用しながらその太陽光等の設備については、今後新しくつくる改修するときにはその費用を補助としながら、将来にわたってそういう問題も一様担っていきたいというふうに思っております。

それからLED化でございますけれども、これも同様でございますけれども、平成29年度の東京都の予算の中では、今各家庭にLED化を推進しようという予算が組まれております。1つの家庭で電球2個持ってきた場合に、LED電球と1つをかえるということでございますけれども、つい最近具体的な内容について調べるということで指示いたしましたけれども、まだ具体的には、そのやり方というのは決まっていないようでありまして、大きな電機メーカーあるいは電気を販売することの協定を結びながら、そこで買った場合には交換するというところまでわかっているんですけれども、予算が通った段階でまた詳細にわたってわかりましたら住民に説明をしていきたいというふうに思っております。

それからもう1つ、LED化で一番問題なのは、球だけ、電気だけ変えればよいという話じゃないんですね。私も簡単に考えていたんですけれども、どうも聞いてみますと、器具そのものもLED化に耐えられる器具に変えないといけないということでありますから、LED化をやることによって、一定の投資、金額が高い部分がかかるけれども、それを例えば50年間LED化をやったら電力を消費が少ないからそれで償却できると、こういうことですのでいろいろな研究をしながら、LED化をどのようにして図っていけばいいか。あるいは東京都の助成等の活用等を含めて積極的に推進していきたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 清水明議員、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○4番（清水 明君） 再質問と申しますか、ちょっとお願いにかわりまして、実はLEDとか太陽光発電ということは、半導体技術、日本でもちょっと非常に高い技術を持った中で生まれてきた商品ですので、非常に期待をしているんですけれども、東京都で100万個ということで、1,300万都市ですから130人に1つかなと。ちょっと数的には少ないかな。ただ、LEDが電球が、これが普及しますと原発を1つ、2つ、3つか減らせるといくらいの大きなイノベーションあるということなものですから、奥多摩町もできましたら、東京都の補助の上乗せをして、奥多摩がもう少しこうやっているんだというところを見せていただければと。再質問をつもりだったんですけど、お願いにかかります。

すみません、どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時20分から再開といた

します。

午後 2 時 03 分 休憩

午後 2 時 20 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2 番、大澤由香里議員。

〔2 番 大澤 由香里君 登壇〕

○2 番(大澤由香里君) 平成 27 年 4 月から新たに始まった第 5 期長期総合計画に基づき、今年度も定住化対策、少子高齢化対策を重点的に推進していくという町長の施政方針表明でした。私は、その政策である町独自の子育て支援策そして若者の定住化支援策について、賛成する立場からこれをさらに前へ進めるために質問いたします。

去る 2 月 12 日に TBS テレビ、「噂の東京マガジン」いう番組において、奥多摩町が取り上げられました。この番組では奥多摩町が進める空き家対策、若者定住化対策について、さまざまな立場の町民の意見を取り上げました。意図的に編集されたような番組でしたので、町民全体の意見として判断できるものではないかもしれませんが、看過することができない重要な問題が提起されていたのではないかと思います。

まず、町長が進める子育て支援策は 18 歳の高校卒業までです。町民からは手厚い子育て支援で他からの移住者を入れても、高校卒業すれば出ていくんじゃないか。また入ってくるからいいと、町は言うがそのたびに、町の税金が使われるんじゃないか町民としてはやりきれないという意見があります。また、大学生を持つ親からは、高校まではありがたいけれど、大学に入った途端に膨大なお金がかかり大変だという声もあります。子どもが高校卒業した後も、親子とも町に定住し続けてもらえるような施策が必要ではないでしょうか。奥多摩町に長く住む大学生のお子さんを持つお母さんから無利子の奨学金制度を町でやってくれば助かるのというお話を受けました。町では奨学金制度をやっていないのか調べてみたら、財団法人奥多摩木村奨学会において、高校生、大学生等を対象に、奨学金、入学金も、無利子で借りられる育英資金貸付制度がありました。政府において地方創生の一環として、卒業後にその地方で就職した場合、学費の全部または一部が免除される奨学金制度が 2016 年度から導入されましたが、この木村奨学会では昭和 42 年、何と 50 年前から既に行っていました。この奨学金で就学し、卒業後直ちに町内に教諭、医師、薬剤師、保健師、看護師等として引き続き満 2 年以上勤務した方に対しては、貸付金の返済を免除するという制度であります。若者定住策としては、職業限定せず町で就職した方には返済が免除するよい条件を緩和していただきたいところですが、木村奨学会のこの制度は国が行う奨学金制度よりもはるかにハードルが低く、高校や大学、専門学校に子どもを通わせている奥多摩町民にとっては非常にありがたい制度です。しかしながら、先ほどのお母さんの意見にもありますように町民に十分に周知されているとは言えません。町のホームページでも検索したところ教育のページに日本の学生支援機構の案内はありましたが、木村奨学会の案内はありませんでした。福祉サービスの冊子から辛うじて見つけましたが、返

済免除の記載はなく、木村奨学会のホームページまで行かないと見ることはできません。この育英資金貸付制度は、15項目の子育て支援策に続く町の魅力につながるものと考えます。町のホームページの教育、就学援助、関連情報のページに、日本学生支援機構と並んで、木村奨学会のリンクを張るとか、広報や移住者向けの案内パンフレットにも掲載するなど、もっとわかりやすくPRすべきではないでしょうか。返済免除制度の条件の拡充とあわせて、もちろん木村奨学会の意向もあるでしょうが、町としてのお考えを伺います。

また町に仕事がなければ、定住は難しいのではないかと危惧する声も少なからずあります。定住化対策室長は仕事はある。町には特養ホームが4つもあって、働き手は不足している状況だとテレビ番組で言われましたが、若者にとって老人ホームが魅力的な職場とはなっていません。一番の問題は、介護の仕事の難しさ、苛酷さに比べて給料が思うように上がらないことです。一方では、事業所に支払われる介護報酬が引き下げられてしまったため、事業者に対する負担が重くなりました。ここに給料を上げたくても上げられない事業者の苦悩があります。町の人口の半分が高齢者の奥多摩町にとって、特養ホームは、なくてはならない施設でもあります。4つもある特養老人ホームを町の基幹産業として捉え、町独自に支援する制度を構築してはどうでしょうか。

次に定住化対策として、若者に安価な住宅を提供したり、リフォーム助成などを行っていますが年齢制限があり、条件に当てはまらない50歳代や60歳代の方からは何のメリットもないというような声も聞かれます。五十、六十の方にも奥多摩に住み続けるため家の購入やリフォームに対して若者ほど手厚くなくていいので、何らかの特典や補助はできないでしょうか。

最後に、マンパワーの活用について伺います。今まで奥多摩町に魅力を感じて移住して来てくれた方たちがたくさんいます。町民が気づかないに町の魅力や定住するための秘訣や留意点などの貴重な情報や知見をお持ちのこの方たちは町にとっては宝のような存在だと思いますが、定住化促進のための施策づくりや移住希望者との仲介役など体系的に何らかのかかわりを持ってもらっているのでしょうか。現在と今後の予定についてお答えください。

続いて、買い物弱者支援策について質問いたします。

経済産業省の推計では、日常生活において食料品の購入や飲食が困難をきわめる方々は全国で約700万人いるとされています。高齢化や人口の減少が深刻化している本町でも買い物弱者対策事業の取り組みは重要課題であると言えます。そこでお伺いいたします。本町における買い物弱者の実態について、どう把握されていますでしょうか。その上で町としての買い物弱者支援の取り組みの現状と今後の対策についてお答えください。

次に、買い物弱者支援策の1つとして挙げられる。食料品移動販売、俗にいう引き売りに絞ってお伺いいたします。高齢化が進み公共交通も通っていない地域が存在する本町においては、食料品、移動販売は買い物弱者対策に大変有効な施策であると考えます。町内では、食品を移動販売している業者が何件かあります。これらの業者の実態把握は行って

いますでしょうか。また、これらの業者と町との連絡システムの構築や情報交換、支援などは行っていますでしょうか。

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の一般質問にお答を申し上げます。

初めに施政方針についてであります。奥多摩の状況をかいつまんで申し上げますと、昭和35年の国勢調査による人口は1万3,785人でした。その後一貫して人口減少が続き、平成27年の国勢調査では5,234人に減少し、昭和35年を100%とした指数でいいますと、約38%まで低下しております。年齢3区分別人口を見ますと、昭和35年の0歳から14歳までの年少人口は4,752人、34.5%。15歳から64歳までの。生産年齢人口は8,233人、59.7%。65歳以上の老人人口は800人、5.8%でありました。

平成27年では0歳から14歳までの年少人口は335人、6.4%。15歳から64歳までの生産年齢人口は2,375人、45.4%。65歳以上の高齢人口は2,524人、48.2%となっており、生産年齢人口約1.06人で1人の高齢者を支えています。この人口減少の主な要因は、自然動態によるものであり、死亡数が出生数を上回る、自然減の傾向が継続をしているためでございます。出生数の推移は、年により増減はあるものの、未婚率の上昇による合計特殊出生率の低さ、さらには生産年齢人口でもある15歳から49歳の女性人口の縮小などが進んだことが、減少の要因にあります。

未婚率は20歳から54歳の各年齢層で、全国、東京都を大きく上回っております。一方では、社会動態につきましては、年により増減はあるものの転入数、転出数とも減少傾向にあり、転入数が転出数を若干上回る状況であります。このような状況のほか、平成26年5月には、日本創成会議のシミュレーションが発表され、当町が消滅する可能性ある市区町村に明示されました。町は減少率が全国で43番目に高く東京都では1番となりました。

このような状況の中、少子高齢化対策は町の重点事業であるとのことから平成27年度からスタートいたしました、第5期長期総合計画で重点施策として奥多摩創造プロジェクトを設定し、それに係る施策事業を推進してまいりました。この奥多摩創造プロジェクトの柱は、活力ある地域づくりの推進、少子化対策の推進と住みたい方が住める町、定住化対策の推進として少子化対策の推進では、出会い、暮らし、子育て、教育の施策を定住化対策の推進では、仕事、住まいの施策を推進しております。この施策は長期的な視点での事業と短期的な視点での事業とに分かれ、また奥多摩創造プロジェクトは、奥多摩町まち、ひと、しごと創生総合戦略「元気づくり計画」とも連携しており、第5期長期総合計画の目標年度が平成36年度に対して、「元気づくり計画」では長期的な視点での取り組みを計画していることから。平成72年、2060年度の将来人口を定めております。このような中、出会い、結婚、出産、子育て、教育に係る支援を切れ目なく行うと同時に、奥多摩町に暮らしたい方が暮らせるように、多様なニーズに応えられる住環境の整備を進めてまいりま

した。特に保育園の保育料は全額助成や、高校生までの医療費全額助成、小中学生の給食費全額助成など 15 項目に係る子ども子育て支援推進事業は日本一の子育て支援策というふうに思っております。また、町営若者住宅やいなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅や若者定住応援補助金は全国でも先進的な取り組みとしており、少子化対策、若者定住化対策を積極的に推進していることはご案内のとおりだと思っております。

ご質問の1点目の木村奨学会が行っている育英資金のPRや返済免除制度の条件の拡充についてであります。木村奨学会が行っている育英資金の関係につきましては、これまでは木村奨学会が発行する会報やチラシにより木村奨学会みずからPRを行ってまいりましたが、今後は町ホームページにリンクを張ることや、町の広報に掲載すること、子育て支援・若者定住促進ガイドブックに載せPRすることは可能でありますので、木村奨学会と連携して、どのような形でPRすればいいか検討して実施してまいりたいと考えております。また、返済免除制度の条件については要望のあったことを木村奨学会にお伝えをいたしたいと思っております。なお、町として引き続き日本学生支援機構や東京都社会福祉協議会が行っている、教育支援資金のPRに努めてまいりたいと思っております。特にこの奨学金の問題でございますけれども、もう既に木村奨学会の存在そのものが多くの町民の皆さんに寄せられておりますけれども、この奨学会ができたのは初代を奥多摩町の氷川の町長である木村源兵衛氏であります。木村源兵衛氏が自分の山とそれから資材を出していただき、それを法人化をして独立をした機関として長年にわたって、子どもたちの将来のための制度あるいは教育に関する制度を熱心にやってまいりました。しかし、木村奨学会のものは山林が多いものですから、そこから生まれる果実がなかなか少ないというような状況があると同時に町は直接子どもたちの支援ができなかったものですから。非常に当時としては、全国的にも画期的なものとして現在まできているという状況であります。したがって、木村奨学会とは連携をとりながら木村奨学会のつくったときの基本である町の子どもたちを将来にわたっていろんな教育をしてもらおう。あるいは教育に対するお金を支援している。そういう原点は変わりませんし、私自身も木村奨学会の1年に1回評議員会等にも参加をさせていただきながら、意見交換をしておりますので、今大澤議員がいろいろお話がありましたようなこともお話をしてどう取り組めるか。また、町と木村奨学会が今後どういう連携ができるかということを考えていきたいなと思っております。既にこの学校の問題、就学助成の問題については国も検討を始めました。ある一定の収入までにつきましては、返済を免除する。あるいはむしろ無償化したらいいいんではないかという議論もあります。そういうことを見ながら先代、私の大先輩が自分の資材を売ってつくった木村奨学会を基本にしながらどうしていくかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

2点目の4つある特養ホームを町の基幹産業として捉え、町独自に支援する制度を構築してはどうかについてでございます。

これまで特養ホームあるいは障害者施設を運営する社会福祉法人に対して、奥多摩町の

社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例に基づき施設整備に必要な工事請負費等の助成を行ってまいりました。また各施設から介護職員が不足して困っているという話を聞いておりますので、役場観光産業課前に、特養ホームや町内企業の求人チラシを設置し、PRすると同時に奥多摩町に暮らしたいと相談されている方々に町内の特養ホームや町内企業を紹介しているところであります。議員ご指摘のとおり特養ホームや町内企業を紹介いたしますが、多くの相談者が福祉の仕事は大変であるという思い込みがあるようで、大多数の方が敬遠してしまう状況であります。また町内の仕事に関して言えば、特養ホーム等の福祉施設だけではなく。町内企業である奥多摩工業や昭和石材工業も同様に敬遠されるのが実情であります。このように町内には職場があり求人ニーズがあるのに、実際に仕事をする方がいないという状況が現在は起きております。これは町に限ったことではなく、特養ホームなどの福祉施設に関しては日本全国、特に日本には928の町村がありますけれども市はともかくとして、928の町村にあるこういう施設は同じような悩みを抱えて今問題にはなっております。そういう点でこれからは、団塊の世代が高齢者となり生産年齢人口が減少したことによるもので、今後の少子高齢化の影響によりこの問題は深刻化するのではないかなというふうに思っております。こうした状況のまま町内施設や企業が従来どおりの事業活動を行えないことは、町にとっても損失でありますので、第一義的には法人や企業は自己努力において行うことが原則であります。奥多摩町の自然環境のすばらしさ、子育て支援事業のすばらしさ、教育環境のすばらしさ、若者定住対策事業のすばらしさを町に移住した方々にさらにPRするとともに、町内施設や町内企業で働ける方については町営若者住宅やいなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅の選考時にポイントを加算することを実施、定住化につなげることも検討してまいりたいと思っております。

特に全くやってないということではなくて、実際にはいなか支援暮らし住宅の海沢の練馬区から来た橋本さん親子。これは子どもが3人おりますけれども、その方に15年間無償でやるということで住んでいただきました。その方は練馬で介護の仕事をしておりまして、現実には白丸グリーンウッドに介護の仕事をして今携わっているというケースもありますので、人によっては介護施設、あるいは町にある企業とドッキングができるのではないかなということで、きめ細かな支援ができるように職員が面接をしながら、一つひとつ接していることもご理解いただきたいというふうに思っております。

3点目の50代、60代の方でも奥多摩町に住み続けるための家の購入やリフォームに対して、何らかの特典や補助はできないかのご質問でございますが、町の住宅施策につきましては、これまでは低所得者や高齢者、母子世帯等を対象とした公営町営住宅は51戸整備されておりましたが、若者世帯が定住できる住宅が少なかった現状があります。自治体の住宅施策の基本方針としては、住宅に困窮する全ての方に住居を提供することでありまして、過去には若者住宅ではなくて、公営住宅や町営住宅を整備してまいりました。町の喫緊の課題である少子化対策、若者定住化対策への対応を重点的に実施するという政策的な観点から現在は町営若者住宅を優先して建設しているわけでありまして、町の現在の

状況から優先順位をつけて施策を実施しているので、ご理解をいただければというふうに思っております。必ずしも50歳、60歳や移住する人たちが今申しあげました公営住宅等々には入れないということではありませんので、そういう点でまずそれはそれとして、若者住宅を優先しないと最少の経費で最大の効果を上げるという自治法上の財政の基本的なもの考え方がありますので、それを今進めている状況でございます。奥多摩町の若者定住化対策の取り組みが先進的であることからマスコミなどに多く取り上げられており、特にテレビなどで紹介されるたびに、多くの方から問い合わせをいただいているところでございます。実際には50歳以上の方々の問い合わせが多くあることも事実であります。しかし事実ではありますけど、今申しあげたようなことから、まず、高齢化率が高いわけですから若者の住宅を優先させていただき、消防団活動、コミュニティ活動に町の中へ入っていただく、そっちを優先していきたいということでございます。既に高齢化率が48%でありますので、家の購入やリフォームの補助を行う若者定住応援補助金を拡充することは、高齢者人口が増加し高齢者率が高くなるという部分もございまして、今いった部分を優先していきたい。というふうに思っております。

長期的な視点で考えますと現在暮らしております50代以上の方がこれは再三にわたってお話を申しあげておりますけれども、この町をつくっていただいた移住をしてくる50、60代の人ではなくて、この町を今までつくっていただいた50、60代の人に住んでいる部分に対して、この若者住宅というのは健康で暮らして続けるという意味では人口構成の改善をするのが必要であるというふうに思っておりますので、若者定住応援補助金につきましても所得の少ない子育て家庭を中心とした若年層に支援していただき、両方の部分を満たせるようなことができた段階では、新たな展開ができるのではないかなというふうに思っております。多くの若者が地域に住むことによって、重ねて申し上げますけれども、地域のコミュニティが活性化され、地域の防犯、防災など住民皆さんにとってお金には換算されないメリットとして、十分な効果が発揮できるというふうに私は今確信をしております。2世帯住宅等を建築する場合には、子どもさんやお孫さんが申請し、要件に合致すれば、現在の制度でも助成をされます。したがって、町の中に、2世帯住宅等をつくって、私はむしろ2世帯住宅がいいなと思っているのは、保育園に行く、特に小さいとき保育園に行くときにおじいちゃん、おばあちゃんに送り迎えをしてもらう。子どもはいつ熱を出すかわかりませんから、そういう点で。2世帯住宅の効用というのは、十分にあるのではないかな。そういうことを活用して子育てをするほうが共働き夫婦にとっても有意義ではないかなというふうに思っておりますけれども、なかなか今の若い世代においてはそれが全部受け入れないということでもありますので、いろんな場面でそういうお話をしていきたいなというふうに思っております。

また、空家等活用促進事業交付金や空家バンク事業については、年齢制限がありませんので、今行ったような50代、60代の部分についても利用することができます。空家バンク事業は貸してくれる、売ってくれるそういうものを空家バンクに登録してありますので、

これは全然年齢制限ございませんので、町に移住したいという人に関しましては、実際にはそれが活用できます。活用の1つの例としては、つい最近では白丸に名前を忘れてしまいましたけど、この空家バンクに事業を利用して、その土地と建物を買って住んでいたという人が実際に出ております。こういう件数については、件数的には私は全部承知しておりませんが、第三セクターである奥多摩総合開発と連携をしながら土地の売買を実際には行っておりますので、そういう活用の仕方もあるんじゃないかなというふうに思っております。

4点目のマンパワーの活用についてであります。町では住民が主体となったまちづくり活動を支援し、住民等と行政の協働により、全町が生き生きとした活力ある地域を目指し、全ての住民が元気で住み続けられるまちづくりを実現するため、元気なまちづくり委員会を設置しており、この委員会の委員の多くは、町に移住してきた方々であり、すばらしい発想やご意見をお持ちでさまざまな場面で町の事業に参画していただいております。昔から住んでいる方にとっては、目からうろこが落ちるような奥多摩町の魅力などを発信していただいております。また、いなか暮らし支援住宅や若者定住応援住宅の入居者にはテレビや雑誌等のインタビューで町の魅力等についてPRしていただいております。特に議員からご指摘のあるように、私自身は町の元気なまちづくりの委員会の委員の選定にはできるだけ柔軟な発想を持ち、また、町に入ってきていろんな活動している、そういう方に委員になってもらっております。現実には委員の半分近い委員がそういう部分をやって、1つのこれは名前を挙げていいかどうかわかりませんが、すばらしいなという活動しているのが白丸にある榎戸さんであります。もうこの方の発想というのは、最初から委員に携わってもらいまして、相当我々の発想とは違う発想を持って、みずから今度は企業を興して、今一生懸命やっていると。また委員にも携わってもらっております。そういう方がいることも事実であるし、活用をさせてもらっているということでございますから、これからもそういう人がおれば私自身は町の活性化のためには、そういう人の力を借りる。従来からの町の中で生まれ育ち、その発想から抜けないということではなくて、その発想をさらに抜け出してもらって議論ができる。そういう人たちが多く委員になってもらったほうが活性化が図っていただけるんじゃないかなというのが私の考え方でありまして、今後ともそういう部分を持って委員になっていただくよう働きかけをしてまいりたいと思っております。

議員ご指摘のとおり移住者の方の中にはすばらしい、今、意見を持っている方もおります。それから随時意見をいただいておりますし、みずから行動を起こしてほかの皆さんに行動を伴って実践をしているという方もおりますので、そういう活用の仕方をしながら移住者の皆さんと一緒にこの町が盛り上がればいいなというふうに思っているところでございます。少子高齢化対策事業である奥多摩創造プロジェクトを推進したことにより、実際には目に見えた成果が少しずつでありますけれども見えてきております。

1つ目は定住対策事業によりまして、81世帯、212人、子ども90人うち86人が年少人

口で現在町内に定住している提示をしております。

2つ目は、昨年の平成 28 年 3 月 1 日現在の人口は 5,355 人となっており、0 歳から 14 歳の年少人口は 326 人、6.1%。15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、2,459 人、45.9%。65 歳以上の高齢人口は 2,570 人、48%でありましたが、平成 29 年 3 月 1 日現在の人口では 5,271 人となり 0 歳から 14 歳までの年少人口は 337 人、6.4%。15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 2,363 人、44.8%。65 歳以上の高齢人口は 2,571 人、48.8%となりました。総人口は 84 人減少しましたが年少人口は 11 人増加し、ポイントも 6.1 から 6.4 と 0.3%改善をいたしました。今後もさらに少子化対策、若者定住化対策を充実させることが高齢化対策につながると思っております。これを総合的に実施してまいりたいと思っております。

このように、少しずつでありますけれども人口の改善が図れる。これはある意味では、根気よく、少しずつそれから子育て支援も 1 年に全部 15 項目やったわけじゃないんですよ。何年かかけて財源対策を含めてやってきたということでもありますから、大澤議員がさらにその上のいろんな提案をされておりますけれども、そういう部分もおそらくこれから必要になってくる時期があるんじゃないかなというふうに私は受けとめさせていただきたいと思っております。

次に、2 点目の買い物弱者支援策についてであります。買い物弱者とは従来型の商店街や駅前スーパーといった店舗が閉店することで、その地域の住民が日常生活用品や食料などの購入に困るといって社会問題を指し、買い物難民という言葉を使うこともございます。

経済産業省の調査報告によりますと、内閣府が平成 22 年に実施した高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査の結果、日常の買い物に不便と回答をした方の割合は 17.1%でありました。この割合に平成 26 年 10 月 1 日現在の 60 歳以上の高齢者層である 4,198 万人を乗じて得た数がおおよそ 700 万人であることから、全国で 700 万人以上の高齢者が買い物弱者であると推計されております。町の状況でございますが、これまでに 3 年に一度、介護保険事業計画を策定する年に実施している日常生活圏ニーズ調査を第 6 期介護保険事業計画策定時の平成 26 年 10 月に実施いたしました。その中の日常生活についての質問で、日用品の買い物をしていますかという問いに対して、65 歳から 74 歳までの方では、9.6%で 64 人。75 歳から 84 歳までは 22.7%、107 人。85 歳以上では 66%で 136 人の合計 307 人の方が何らかの支援が必要であるという回答をしております。この調査は施設入所者を除く 65 歳の以上の高齢者 2,120 人に調査書を郵送し、70.5%に当たる 1,495 人の方から回答を得ております。調査で回答した方のうち要介護認定を受けていると答えた方は 130 人おりますが、そのうち支援が必要だと答えた方の割合は 81.5%の 106 人でありました。これらの方々には、日常生活で何らかの介護サービスを受けている可能性が大きいと思われまます。例えば奥多摩町の場合、訪問介護を利用する方でヘルパーさんに買い物を頼む場合、通常はヘルパーさんが訪問し、そこで必要なものを聞き取り買い物に行くこととなりますがこれでは買い物だけで時間を費やしてしまいますので、町ではあらかじめ電話等で必要なものを聞いておき訪問する途中で買い物することで介護サービスの時間を有効に利用し

てもらおうという柔軟な対応をしております。そのほか、病院等に通院する際に利用している外出支援サービスでも診療が終わって帰るまでの待ち時間を利用して買い物等を済ませる方もいるとのことをございます。こうした買い物に困っている方への対応策として町では平成 26 年度から社会福祉協議会に委託して地域ささえあいボランティア事業を開始いたしました。この事業の利用者もまた事業に協力していただいている方も年々増加しておりますが、まだ事業の存在を知らない方も多くおられますので、今後も社会福祉協議会と連携して事業の PR に努めてまいりたいと考えております。

次に食料品移動販売（引き売り）についてであります。現在町内の各地域に複数の業者が食料品等を車に乗せ移動して販売を行っております。特に小河内地区では、これらの業者により食料品等を確保している高齢者の方も少なくないと思われま。この業者の仲間内のルールとして、先に業者が入って販売している地域には他の業者が入らないという取り決めがあると聞き及んでおります。地域によっては販売している業者が違っております。小河内地区では山梨県丹波山村の業者が複数入っており、日原では塩山、現在の甲州市の業者。大沢地区では福生市の業者。大丹波地区では青梅市の業者。海沢地区、棚沢地区、小丹波地区ではあきる野市の業者がそれぞれ移動販売を行っているようであります。

町内の業者としては、J A 古里支店の購買部で野菜や油類、缶詰、乾物などが販売されており、そのほかにも南氷川の豆腐屋さんが豆腐のほか、野菜やカップ麺、菓子類など、古里のお米屋さんが米や調味料、缶詰などの販売に各地区を定期的に訪問しているということであります。いずれの地区でも圧倒的に多いのは、生活協同組合に加入し週 1 回配達してもらおうという家庭が増えているという状況であるというふうに伺っております。生協は全町にくまなく配達をしていることから町では 2 つの生協と地域見守りネットワーク事業として生協職員が配達の際に何か異変を感じたら町、警察、消防に速やかに通報するという協定を結んでおり、地域の高齢者の安全安心にもつながっているものと考えます。そのほか高齢者のみの世帯で自分で買い物に行けない場合、多くは週末に息子さんや娘さんが実家まで迎えに行き、町内あるいは町外の小売店まで連れていってもらおうという方もいるようであります。こうした状況を地域の実情に詳しい民生・児童委員の皆様にお聞きしたところ、日ごろの活動の中で買い物に困っている声は余り聞こえてこないということでありましたが、高齢者の中には生協は注文するのが難しいなどの理由で、引き売りがなくなると困るという方もおられるとのことをございます。こうした高齢者はなじみの業者さんの電話番号を聞いており、欲しいものがあるとあらかじめ電話注文し、持ってきてもらおうということができるようで、そうしたことから地区によっては欠かせない存在となっているようであります。これらの業者も年々高齢化により、廃業している方もいるようで、後継者がいない場合は途絶えてしまうということも考えられますので、今後はこうした移動販売の業者がいつどこから、何件くらい町内で販売しているのかの実態を調査することも必要があるのではないかとこのように思っております。こうした業者への支援についてであります。民間の事業者への直接の支援は難しいと思っておりますので、例えば、冬場に道路

が凍結しないよう自治会に凍結防止剤の散布をお願いする。あるいは降雪時にはできるだけ早く除雪をして、車の早期通行を可能とするなど、交通環境の整備など側面的な支援について積極的に行ってまいりたいと思っております。

一方で町内で店舗を構える業者についても、この買い物弱者への協力はぜひとも必要であると思っておりますので、例えば、高齢者等が買い物はできるが買ったものを自宅まで持って帰るのは難しいといった場合に自宅まで届けるサービスや電話等で注文したものを届けるサービスなど、今後、商業協同組合などとも相談しながら町として支援できるかどうか検討することも必要であるのではないかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、買い物弱者の問題というのは、町の高齢者の問題でございますのでいろんな今申し上げました実態を踏まえながら、どのようなことが一番実態に合っているのか。あるいは町が公金を支出する場合に協同組合みたいな1つの団体とどう連携していくか。そういうことを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君）大澤由香里議員、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○2番（大澤由香里君）ご答弁ありがとうございました。木村奨学会については知ったときにすごく私も感動しましたので、ぜひ今の子どもさんを持つ親御さんにも利用をしていただきたいと思っております。ちなみに平成18年の第1回定例会でも当時の小澤議員が奨学金制度について質問をされていました。町長は木村奨学会の奨学金を大いにご活用いただくことが町の子育て支援の一環と考えているこの制度につきましても、十分周知されているとは思いませんので、町といたしましてもPRをさせていただきたいというふうに答弁されています。10年たった今でも余り周知状況が変わらないようですので、ぜひ積極的にPRをしていただきたいとお願いいたします。

あと50、60の方への支援策ということで、一番私が町の方にお聞きするのは今の子ども持っている親はすごく手厚くされているけれども、ちょっと上の私より少し上の年代の方のお母さんは何もなかったと。全部丸々自分たちで出して子どもを育てたと、だから今の子ずるいというような感じの意見が多いんですね。今は自分たちは子どももある程度大きくなっているんだけど何も無いという何かちょっと、疎外感みたいなものもあるようなので、そのお子さんが大きくなって2世帯で住むときでもいいんですけども、自分たちの家でちょっとリフォームするときとかにちょっと助成があると町民だったらメリットがあるよというのがあるといいのかなと思えました。私、移住者のネットワークづくりということで、元気なまちづくり委員会に移住者の方が半分ぐらい入っていることで非常に榎戸さんは私もよく存じ上げておりますけれども、非常にすばらしいアイデアもいっぱいお持ちですし、とても町の活性化に貢献されていると思っております。1つ提案なんですけども入ってきた方が気軽に相談できる町おこし協力隊みたいなものもちょっとこう、元気なまちづくり委員会とは別にもっとこうラフな感じの、立ち上げてすぐ相談できる、町と移住者の方の中間に存在するような相談システムがあるといいのかなと思っております。ぜひ、ご検討お

願います。

買い物支援についてお伺いします。月曜日から金曜日まで町内をくまなく回っている農協さんにお話を伺いました。組合さんのために15年前に始めた事業で先ほど町長からもお話ありましたように、注文のあった品物を家まで届けるという個別訪問から利用者の要望により、いろんなものトラックいっぱいにして、買いたいものを選んで買える販売方法をとっていたり、欲しいものがなければそれを聞いておいて次回に届けるといった御用聞きのようなことも行っているようで、まさに利用者のニーズに応えた温かい販売形式だと思います。ですが正直赤字だということでした。また、水曜と日曜以外は朝から夕方まで奥多摩中を回っている八百屋の「ひだか」さんにもお話を伺いましたら、やはり採算はとれていないと。だけれども心待ちにしてくれているという人たちのために続けているとのことでした。これらの移動販売者は買い物不便地域の住民、小河内とか大丹波とか特にすごく奥のほうの方にとっては大変喜ばれています。ですけれども利用者の中には買いたいのがない。肉や魚なども売ってほしいという声が多くあります。農協さんと「ひだか」さんにその声を伝えましたらどちらも野菜や日持ちのするものは扱えるが、肉や魚などは冷蔵、冷凍ケースを積載しなければならないため費用の面から難しいということでした。たださえ赤字なのだからこれ以上の設備投資はできないというのは当然だと思います。また中山や日原などでは、以前来ていた移動販売者が経営不振のため、次第に来なくなってしまったそうです。人口減少が進めばますます来なくなって、そこに住む住民の方がますます不便になって孤立化していきます。買い物弱者問題は単なる不便にとどまらず、高齢者の食育健康問題にかかわる深刻な問題であると思います。国はどのようなことを言っているのかなと思って調べてみました。経済産業省がまとめた地域生活インフラを支える流通のあり方研究報告では、車等の運転ができず家族の支援も得られず食品などの買い物に困る高齢者らを買い物弱者と位置づけ社会的な課題であると指摘した上で、民間で採算のとれないエリアでの自治体の補助や公的施設の活用を提言しています。また農林水産省によると、買い物弱者等の問題である食料品アクセス問題の解決に取り組むためには、地域住民、流通事業者、商店街関係者、交通事業者、福祉関係者、地方公共団体等が緊密に連携し、地域の食料品アクセスの現状と課題や買い物困難者である利用者のニーズ等の把握、分析を行い事業として、持続可能なさまざまな工夫を取り入れた事業計画の作成実施を図り、関係者が力を合わせ地域主体での事業の継続的な運営等を進めていく必要があるとあります。先ほどの個別の事業者には支援はできないというのがありましたけれども、国の提言にもありますように、まず関係機関の連絡連携システムを構築して、町における買い物弱者の実態とニーズの把握をし、買い物不便に関する町民や事業者の相談窓口等の設置や町内で利用できる買い物支援サービスの紹介などを行なった上で、とりわけ食料品移動販売車については、町がその公共性と必要性を認めた場合には車両購入費や改造費について支援してもいいのではないかと考えます。町の考えをお伺いします。さらに買い物支援と福祉事業との連携事業の計画というふうな国の提言もありましたので、町が無料でやっ

ているヘルシー体操にも行ってみたいが遠くて行けないという地域の方々のために自治会館等で、月に何回かやっているうちの1回でもいいので、移動販売者とあわせて行うなど計画してみてもいいでしょうか。

以上、ご答弁をよろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今のいろんな再質問につきましては、政策的な問題が多分に含まれておりますので、私のほうからの答弁をさせていただきたいと思っております。特に50代、60代の人のおっしゃる意味は、大澤議員がおっしゃるとおり私も耳にしております。子どもが多くいる方がもう少し早くそういう制度をつくってくれば利用できたのにとのお話でございます。一番問題なのは、制度をつくる時にはどこかで必ず区切りがあるということなんですね。条例をさかのぼってやるわけにはいきませんから、条例を施行したときからやってくるという部分でございますので、そういう部分ができるという部分でありますから、それ以降のそのような人に対する問題提起をしていただきましたので、それは問題提起として受けとめさせていただきたいなというふうに思います。

それからこの弱者の問題の買い物の問題でございますけれども、これも行政が全部というわけいきませんので、関係者の皆さんにいろんな意味で知恵を出してもらいたいなというふうに思います。極端にいますと、高齢者の方々に小河内なんかを見るとおばあちゃんが一人いて、必ず週1回、息子さんが帰ってきています。そういうときを利用しながらやっているといううちもたくさんありますので、自分の親を奥多摩町の中に置いて全く実家へ帰って来ないということじゃなくて、このつながりのある、きずなの強い町がありますから、息子さんや娘さんが少なくとも週に1回くらいは顔を見に、買い物をしながら帰って来てもらいたいというのが私の願いであります。そういう点で、そういういろんな意味を組み合わせれば、いろんな意味での知恵が出てやり方が出てくるのかなということで、これがいいという話はないんでしょうからそういう部分を生かしていただきながら、町としてどういうところをどういうふうに組み合わせたいかということを考えていきたいなと思っております。

それから相談窓口の問題でございますけれども、今若者定住対策室は何でも屋でございます。不動産屋から住民の皆さんの苦情受付まで何でもやっております。それからこの町に住みたいという人はいたらその人1件1件に丁寧に対応してやっておりますので、大いに新島室長を初め職員を使っていただきながらこの町にとっていい部分の議論あるいはそれが解決できるように努力をしていきたいと思っておりますので、そのように言っていただいて結構でございますので、活用していただきたいと思っております。

○2番（大澤由香里君） ありがとうございます。若者定住策については、町民全体で応援して推進していけるような機運が必要だと思いますので、そのために町民の声に真摯に耳を傾けながら、あらゆる年代層の方が住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくり、施策づくりを私自身も含めてみんなで進めていけたらと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、2番大澤由香里議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午後3時30分から再開いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨 君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

通告に従いまして、1件質問させていただきます。

女性消防団員確保の推進について。近年、地域防災に重要な役割を果たしている消防団の団員数が不足しています。背景には人口の過疎化、少子高齢化、地域への帰属の意識低下、仕事との両立の難しさなどがあると見られます。消防団は消防組織法に基づき、町の消防機関で地域における消防防災のリーダーとして常時非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心安全を守るという重要な役割を担っています。阪神淡路大震災や昨年12月新潟県糸魚川市で発生した大規模な火事や災害の際に活動するのが消防団です。長野県池田町の消防団では昼間火災の出動団員数を確保するため町内の企業に勤務する女性で組織された、女性隊を発足し現在18名が活躍中、新たな担い手として期待されているのが女性の団員です。災害現場では男性は消火や救助活動を行い女性は後方支援と女性の持つソフトな面を生かして高齢者や子どもの避難誘導や手当などを担う等、女性団員がどこまで役割を担うべきなのか、議論をしていく必要がありますが、地域防災力の充実強化のため女性にも地域防災力の担い手として参画しやすい環境を整備することが必要と考えます。女性消防団員確保について町のご所見を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員の女性消防団員確保の推進についてのご質問にお答え申し上げます。

議員、質問のように消防団は消防組織法に基づき設けられている市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は権限と責任とを有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に生業を持ちながらもみずからの地域はみずからで守るという強い使命感と郷土愛護の精神に基づき、消防団に参加し地域の消防防災活動に従事しております。

消防団は地域密着性、要因動員及び即時対応力といった3つの特性を生かしながら、火災、風水害、震災等の災害対応はもとより、機材に精通するための放水訓練、操法訓練を定期的実施するとともに、冬の空気乾燥時及び歳末特別警戒、地域の行事等への参加など平常時から地域に密着した活動を展開し消防防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしており、地域の安全安心の確保のために献身的な活動をしています。

消防団については少子高齢化、過疎化、就業形態が変化した被雇用者が増えるとともに勤務先が離れているなどの影響で、全国的に見ても消防団員の数は毎年減少し続けております。かつて200万人いた団員が平成28年4月には2,211団、85万6,000人となり地域防災力の低下が懸念されております。国では平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を定め、地域の中心として活動している消防団員の確保と装備の充実について規定をいたしました。この法律では消防団への加入促進について、国と地方公共団体の講ずる必要な措置として、公務員の消防団への入団促進、企業の消防団に対する理解、社員の入団への理解を得ること、大学等の学生が消防団に加入することについて、就学上の配慮などの取り組みを促すこと、国と都道府県は市町村が行う消防団の装備の改善に対し、財政上の措置を講ずるよう努めるものとされております。

しかし、消防団員数が減少する一方で、女性消防団員数は年々増加しており、平成28年4月現在では2万3,899人。女性消防団員を採用する消防団は1,480団と消防団全体の7割となり全都道府県に及んでおります。女性消防団員は地域の実情に応じて、消防団本部に所属する、各地域を管轄する分団に所属する、女性のみで組織する分団に所属するなどさまざまな形態で活躍しております。消防団の組織の活性化や地域のニーズに応える方策として、女性消防団員を採用するという動きも全国的に広まっております。特に女性の持つソフト的な面を活かして、住宅用火災警報器の普及促進、ひとり暮らし高齢者への防火訪問。住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等においては、女性消防団員の活躍が期待されております。また、消火栓を使用した消火訓練の実施。消火活動や後方支援、操法訓練などにも参加し、男性団員と同様の活動をしている団もあるようであります。

ご質問の女性消防団員の確保を推進し、地域防災力の担い手として環境整備についてありますが、町は消防団においても平成10年6月に町として初めて女性消防団員の入団があり、本部付の団員として平成23年3月まで毎年数名の団員が在籍し、有事に備えての応急救護訓練、教養訓練、広報活動、式典の事務などで活動しておりましたが結婚などの理由から、全ての団員が退団され、その後は入団者がおらず、現在、在籍団員はおりません。

町消防団では町の消防団員数が減少していることから一人でも多くの団員を確保するため、自治会と協力をして勧誘したり、機能別団員の制度を設けるなど団員の確保に取り組んでいるところであります。

女性消防団員についても、同様に、団員の確保を進めてまいりますが、町の現況では、若い女性が少ないこと、各自治会でも女性の方々が自治会のさまざまな役職を担っている

こと。夫が消防団員として活動している方も多しことなどの事情から、入団を現在していただくというのは非常に厳しい状況かなというふうには思っております。女性が地域の安全安心確保のために果たす役割はますます高まっているところであり、女性消防団員の役割整理、女性が入団しやすい環境の整備を図るとともに地域の防災組織の一員として、女性の地域防災リーダーとしての活躍を推進するなど知識防災力の充実強化のための方策を検討してまいりたいと思っております。

宮野議員が質問がありますように、町でも実際には一時入っていただいた消防団員、女性消防団員をできれば少し増やしていきたいなというふうには思っていたんですけどもなかなか思うようにそれが進まないで、それから逆に言うと一般の消防団員の確保も非常に難しい状況になってまいりまして、昨年でございますけれども、議会のご同意をいただきまして消防団員の待遇改善を図りました。

これは正副団長をあるいは、団員の方々の報酬が西多摩地域の町村で一番低いほうに所属するということですから、やっている内容は瑞穂町や日の出町と同じですから、そこまで引き上げようよということ引き上げをさせていただきました。そういうこと、あるいは旧機材等についても最新の部分で機材をきちっと配備しながらそれを運用してもらおうということにも努めております。

いずれにしても、もう1点は役場の職員の採用のときには地域のコミュニティあるいは消防団活動するかということこれを制約するといけないのかをしれませんけれども、そういう約束をしながら町の職員になっていただいているという状況もございます。そういう状況から女性が町のために、あるいは地域のために、私も活躍してみたいという方が出ていただければ非常にありがたいなと。そのための環境整備というのは惜しまず、やっていきたいと思っております。恐らく消防団員が多くなってくると、男性団員あるいは女性団員と違った部分の設備といいますか、そういうものを用意しなきゃいけないことも出てくるかもしれませんけれども、そういうふうになっていただければありがたいなというふうに思います。既にいろんな消防署等々についても多くの女性消防職員が出てきているようございますので、恐らく数年来ある意味では、女性が活躍する場を広く求めてくるということが起きてくると思いますので、そういう時期等々を逃さず女性消防団員の確保のための環境整備も図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 宮野亨議員、再質問はありますか。

○7番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。再質問というよりお願いになってしまいますが、本当にこの11日で東日本大震災からもう6年たちます。いつ起こるか分からない、その記憶も薄くなりつつあります。人口の半分が女性ですので、もう女性の力も十分、そのまた女性の魅力を生かしていかなければいけないかなと思いますので、ぜひ募集なんかも魅力的な募集をかけていただき、また報償ですかそれ何かポイントというか、いろんな女性何か喜びそうなお給金じゃないけども、何か魅力がある、そういうものも考えていただき。女性団員の確保について、前向きによろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、7番宮野亨議員の一般質問は終わりました。

以上で、日程第3 一般質問は全て終了しました。

次に日程第4 議員提出議案第1号、奥多摩町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 議員提出議案第1号、奥多摩町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例。上記の議案を提出する。

平成29年3月9日提出。

提出者奥多摩町議会議員宮野亨。

賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので。朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議長須崎眞殿。

理由、議員の職責及び奥多摩町議会への住民の信頼の確保に鑑み議員が町議会の会議等を長期間欠席した場合議員報酬及び期末手当を減額する必要があるため本案を提出する。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で朗読は終わりました。これより提案理由の説明を提出者、宮野亨議員に求めます。7番、宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨 君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 議員提出議案第1号、奥多摩町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の提案理由の説明を行います。

議員の職責及び奥多摩町議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が町議会の会議等を長期にわたって欠席した場合、議員報酬及び期末手当を減額する必要があるため、この条例案を提出したいと存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論を省略し直ちに採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須崎 眞君） よって、これより採決します。

日程第4 議員提出議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に日程第5 議員提出議案第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意

見書を議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 議員提出議案第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。上記の議案を提出する。

平成29年3月9日提出。

提出者、奥多摩町議会議員原島幸次。

賛成者同木村圭、賛成者同澤本幹男、賛成者同清水明、賛成者同小峰陽一、賛成者同石田芳英、賛成者同宮野亨、賛成者同高橋邦男、賛成者同村木征一、賛成者同師岡伸公。

奥多摩町議会議長須崎眞殿。

理由、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものとし、議員を志す新たな人材確保につなげていきたいため。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で朗読は終わりました。これより提案理由の説明を提出者、原島幸次議員に求めます。9番、原島幸次議員。

〔9番 原島 幸次 君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 議員提出議案第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由の説明を行います。

現在、全国の町村議会で抱えている問題のひとつとして、地方議会の重要性が論じられている中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。一昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうちおよそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。ご承知のとおり議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。これよりただいま上程の議員提出議案第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 質問ではありませんが、意見を述べさせていただきたいと思えます。

町議会議員が共済組合を通じて厚生年金に加入した場合、事業主負担分つまり町が半分

を負担することになります。地方議員の厚生年金加入を一概に否定するものではないものの新たな税金投入に町民の理解を得られるかは疑問です。近年富山県など地方議会での政務活動費や政党助成金の不正取得問題、閣僚や国会議員による領収証偽造などの不正発覚が相次ぎ国民の強い批判を受けています。町民からも町議の政務活動費について問い合わせがありました。議会として真っ先に行くことは、徹底した情報公開で透明性を図り、不正根絶に向けた取り組みを強化することです。こうした意見書案が出される背景には、国民年金の受給額が余りにも低い現実があります。安心して議会活動に専念できるよう社会保障制度の充実が求められるというのなら低過ぎる受給額の底上げ、最低保障年金の導入などで頼れる年金を実現するよう国に働きかけることこそ先決ではないでしょうか。さらに、年金積立金の株式への投機的運用を中止するなど、年金制度に対する国民の不信、不安を払拭する政策が求められています。議員報酬の低い地方議員の問題を解決することは必要です。しかし同時にそれは全ての国民の無年金、低年金の解決、そのための最低保障年金の確立などを同時に行われるべきと考えます。そこを抜きにした議論では現状ではなぜ議員だけと町民の理解を得ることができないことから、本意見書採択には反対するものです。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議員提出議案第2号の質疑を終結します。

次にただいま上程の議員提出議案第2号について、討論を省略し採決したいと思います。これがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。

日程第5 議員提出議案第2号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に日程第6 陳情第1号、介護保険制度の改善を国に求める陳情書を議題とします。本件については、去る3月7日経済厚生常任委員会に審査が付託され、同日審査が終了しております。本日、お手元にその結果が報告されております。審査の経過及び結果について経済厚生常任委員長、師岡伸公議員より報告願います。

〔11番 師岡 伸公君 登壇〕

○11番（師岡 伸公君） それでは経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。当委員会は3月7日に開会の第1回定例会第1日に審査が付託されました。陳情第1号、介護保険制度の改善を国に求める陳情書について、同日委員全員と福祉保健課長の出席のもと審査を行いました。

まず、担当課長の説明を求めました。平成 12 年に介護保険制度が全国一斉にスタートし、新たな社会保障制度も 16 年を経過し、高齢化率も上昇するとともに、深刻な少子化とも相まって介護を支える人材も財源も非常に厳しくなっているのが現実であるとのこと。厳しい状況ではありますが、公費 5 割、保険料 5 割の原則を崩さず、一般会計からの繰り入れも法定のものにとどめ、決して法定外の繰り入れは行わないよう今後も適正な給付に努めるとともに、重要な財源である保険料の徴収に努力していく必要があるとのことでありました。

事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況として、1 市のみ不採択で、他 6 市町村では今後審議されるという報告を受けた後、審査に入りました。各委員に意見を求めたところ、奥多摩町は非常に努力しているが、国の税金の使い方が社会保障を削る方向であり、これをとめる必要があると考えるため採択としたい。奥多摩町では老人ホームにも入りやすい状況であり、他市町村から見れば恵まれている。若い世代の世帯の負担を考えると採択とはしがたい。意見書を出すのは時期尚早であるため不採択。介護保険制度発足以来 16 年を経過し、若い人が減り財政が厳しくなっている。陳情の内容が実現できるのであればよいが財政的に厳しくなりつつあるのが事実である。趣旨は理解する内容のため趣旨採択としたい。高齢になっても元気な方を増やす努力が必要ではないか。などの意見が出され採決の結果、趣旨採択とすべきものが挙手多数となり当委員会としては陳情第 1 号については、趣旨採択とすべきものと決定しました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で経済厚生常任委員会の報告は終わりました。これより質疑と採決を行います。

初めに、陳情第 1 号の経済厚生常任委員長長の報告について、所管外で質疑があればお願いいたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、陳情第 1 号の経済厚生常任委員長長の報告についての質疑を終結します。次に陳情第 1 号について、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。

日程第 6 陳情第 1 号について、経済厚生常任委員長長の報告は趣旨採択とすべきものがありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって陳情第 1 号については、本陳情を委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は 3 月 22 日となっておりますので、明日 3 月 10 日か

ら 21 日までの 12 日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって明日 3 月 10 日から 21 日までの 12 日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議 4 日目は 3 月 22 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 9 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員